

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成21年3月2日（月）

社会・援護局 地域福祉課

目 次

(重点事項)	頁
1 地域福祉の推進について	1
2 民生委員・児童委員活動の推進について	8
3 生活福祉資金貸付制度について	10
4 ホームレス対策等について	14
5 消費生活協同組合について	19
(連絡事項)	
1 全国民生委員児童委員大会について	22
2 全国ボランティアフェスティバルについて	22
(参考資料)	
1 平成21年度地域福祉課予算(案)の概要	23
2 「市町村と国との協働による地域福祉推進の取組について」 (平成21年2月13日付事務連絡)	24
3 日常生活自立支援事業の実施状況	37
4 民生委員・児童委員に関するサイトのリニューアル(案)	41
5 「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン	50
6 生活福祉資金の貸付実績等	57
7 都道府県別のホームレス数	62
8 ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移	63
9 生協法施行規則等の一部改正について	64

重 点 事 项

1 地域福祉の推進について

(1) 今後地域に必要なサービス

ア 昨今、地域では、高齢者や障害者を標的とする詐欺事件の増加や孤立死の発生、身近に相談できる人がいないといった孤独や孤立の問題など、一人暮らし世帯等への声かけや地域の見守りの必要性が指摘される状況がある。また、障害などがなく、あっても軽度であるため制度の対象にはならないが、ゴミ出し、電球の交換、重たい物の買物のようなちょっとしたことの手助けが得られず生活に不便を抱えているといった人々がいる。

イ このように、制度の対象とならない状態であっても、一人暮らしなどで日常的な家族のサポートが得られない世帯等（以下「一人暮らし世帯等」）に対しては、家族に代って手助けをする地域の支援が求められている。特に、「見守り」と生活に不可欠なものを調達するための「買物支援」は重要であり、この部分は地域生活を支える「基盤支援」といえる。

(2) 昨年度の取組

ア 制度のみでは対応できない地域の生活課題の解決のため、厚生労働省社会・援護局に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を設置し、地域社会において支え合う体制を実現するための方策の検討を実施し、昨年3月に報告書がまとめられたところである。報告書では、住民と行政がお互いを補い合い協働して、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められており、その際、行政（とりわけ市町村）には、住民の福祉に責任を持つ主体として、公的な福祉サービスを適切に提供し住民では対応できない困難ケースを受け止めること、住民の地域福祉活動の基盤整備を行うこと、地域の多様な生活課題を受け止めるため複数の制度を組み合わせることで一体的に提供できるようにするといった取組の必要性等が指摘されている。

イ また、厚生労働省としては、地域の今日的課題の解決を図るための先駆的・試行的事業等を支援する「地域福祉等推進特別支援事業」、住民相互の活動を調整するコーディネーターの配置や地域福祉活動の拠点づくり等により地域福祉活動の活性化を支援する「地域福祉活性化事業」の実施、災害時における要援護者支援に係る通知の発出を通じた地域福祉計画の策定促進、民生委員・児童委員活動の推進などに取り組んできているところである。

(3) 平成21年度新規事業について

ア 安心生活創造事業の実施について

- その上で、今後益々増加する「一人暮らし世帯等」のニーズに対応するためには、これまでの取組に加えて、更に「一人暮らし世帯等」が地域で安心して暮らせるようにするための「基盤支援」である「見守り」と生活に不可欠なものを購入するための「買物支援」を、民生委員や住民の活動等と協働し、地域に整備していく必要がある。
- そのため、平成21年度予算案において、「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるようにするための支援を行う新規事業として「安心生活創造事業」を実施することとしたところである。本事業は、全国50程度の市町村の参加（地域福祉推進市町村）により、以下の目的と3つの原則を充たしたプログラムを実施するものであり、市町村と国が協働して効果検証を行うとともに、有効な取組等について全国に情報発信するものである。
- なお、詳細については、本年2月13日付の事務連絡「市町村と国との協働による地域福祉推進の取組について」において示しているのでご確認願いたい。

「安心生活創造事業」の創設

〈セーフティーネット支援対策等事業費補助金210億円の内数〉

〈目的〉 「一人暮らし世帯等」への基盤支援（「見守り」と「買物支援」）を行うことにより、「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるための支援を行うことを目的として、「安心生活創造事業」（定額補助）を創設。

〈3つの原則〉

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取組む

【事業モデル例】「ひとり生活応援プラン（仮称）」

「安心生活創造事業」は、上記の目的と3つの原則を充たした上で、地域の実情に合わせた地域福祉プログラムを実施するものであるが、具体的な事業実施の参考としていただくため、「ひとり生活応援プラン（仮称）」を、事業モデル例として提案させていただく。

＝「ひとり生活応援プラン（仮称）」の基本コンセプト＝

- 基盤支援（「見守り」と宅配利用支援等の「買物支援」）を必要とする人とニーズを把握するため、訪問調査やマップづくりなどにより必要な人の発見とニーズ把握を行う。

- 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるため、
 - (1) 地域に小地域のゾーンを設定。〈例えば人口2万人程度（2中学校区相当）〉
 - (2) ゾーンを担当する主任（チーフ）を常設し、そのもとで訪問活動を行う訪問員を配置する。
 - (3) 住民や民生委員活動と協働しきめ細かく対応する。
- 「ひとり生活応援プラン（仮称）」を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組むため、
 - ・ これまで主な財源であった3つのポケット「公費」「保険料」「利用料」に加え、寄付や賛助会費による「第4のポケット」を充実し、公費や利用料等を効果的に組み合わせる。
 - ・ 第4のポケットを、共同募金の仕組み等により確保する。
 - ・ 「第4のポケット」の充足は、これまでにない新しい取組として
 - ① 住民に広く募る「1コイン」募金
 - ② 商店や企業が第4のポケットへの寄付を含んだ商品を販売する「地域の福祉応援グッズ」による募金（仮称）を進める。

イ 地域福祉推進市町村について

（地域福祉推進市町村の役割について）

平成21年度から設置される「地域福祉推進市町村」は、地域バランス等を考慮し、全国に設置され、国と協働して地域福祉プログラム（平成21年度からは「安心生活創造事業」）に取り組む市町村である。

具体的には、次の取組を実施する。

- ① 「安心生活創造事業」の実施
- ② 取組事例や地域福祉に関する各種データの提供
- ③ 地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換会の実施
- ④ 「安心生活創造事業」の効果検証
- ⑤ 住民への周知広報

など

（今後のスケジュール案について）

先般、各市町村の地域福祉推進市町村への参加意向を確認するため、前述の事務連絡（平成21年2月13日付）を発出したところであり、各自治体の意向や地域バランス、人口規模等を考慮したうえで、今月中には地域福祉推進市町村を決定する予定であるので、積極的な取組をお願いする。

平成21年3月中	地域福祉推進市町村の決定
4月	地域福祉推進市町村への説明会の開催
5月～10月	事業実施のための準備期間
10月以降	事業開始

(4) 平成21年度予算案について

平成21年度予算案においては、上記のとおり市町村と協働して地域福祉プログラムに取り組む「安心生活創造事業」を創設したところであるが、平成19年度に創設した、地域社会における今日的課題の解決を図るために、各市町村等が取り組む先駆的・試行的事業等に対し支援する「地域福祉等推進特別支援事業」、平成20年度に創設した、21世紀にふさわしい福祉社会の構築を図るため、社会福祉施策の各分野に関わる独創的な調査研究などに対して支援を行う「社会福祉推進事業」についても引き続き実施するので、これら3つの事業により、地域福祉の推進を図っていくこととしている。

ア 地域福祉等推進特別支援事業の整理統合について

なお、平成20年度に創設した「地域福祉活性化事業」や「自立生活サポート事業」は、「地域福祉等推進特別支援事業」と事業内容は異なるものの、地域福祉の推進について各地域の実情を踏まえた取組を支援していくという点においては、共通していることから、平成21年度より、下記のとおり「地域福祉等推進特別支援事業」に統合することとしたところである。

今後、正式な協議通知や要綱等をお示しすることとしているが、それぞれの事業の基本的な趣旨や補助率、対象経費等については従来お示ししたものと基本的には変更はないので、引き続き積極的な活用を図っていただきたい。

また、昨年度の「地域福祉活性化事業」に該当する事業は、今年度も新規協議を受け付ける予定であり、希望する自治体は厚生労働省社会・援護局地域福祉課に相談されたい。

【参考：地域福祉推進関係施策の整理統合案について】

現 行	平成21年度
①「地域福祉等推進特別支援事業」(H19'～) (実施主体) ・都道府県・指定都市・市区町村 ・都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 (補助率) 国1/2、県(指定都市、市区町村) 1/2	○「 <u>地域福祉等推進特別支援事業</u> 」 (1) <u>地域の課題解決のための先駆的・試行的取組</u> (実施主体) ・都道府県・指定都市・市区町村 ・都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 (補助率) 国1/2、県(指定都市、市区町村) 1/2
②「地域福祉活性化事業」(H20'～) (実施主体) 市区町村 (補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4	(2) <u>地域の福祉活動の活性化や生活不安定者を支援するための取組</u> (実施主体) 市区町村 (補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4
③「自立生活サポート事業」(H20'～) (実施主体) 市区町村 (補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4	

イ 日常生活自立支援事業について

- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、精神障害者や知的障害者の地域生活への移行が進む中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える本事業の重要性は、ますます高まっている。

- ただ、これら判断能力が不十分な方々については、自分から相談に至ることはまれで、サービス利用に至るには周囲の発見が不可欠であり、きめ細やかな相談が必要となることから、平成19年度から計画的に日常生活自立支援事業の市町村段階での相談窓口である基幹的社会福祉協議会等の増設を進めてきたところである。

- 平成21年度予算案においても、引き続き所要の財源の確保を行ったところであるので、都道府県・指定都市におかれても本事業の重要性を考慮いただき、事業の更なる充実を図るため基幹的社会福祉協議会の増設を進めるための財源措置等についてご配慮願いたい。

(5) 地域福祉計画について

- ア 昨年の研究会報告書において、地域福祉を推進するために必要な条件として下記の内容が示された。今後、市町村地域福祉計画が住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるためには、下記の内容が盛り込まれることが必要であると考えている。

- イ 各自治体においては、今後、新たに地域福祉計画を策定、あるいは計画の見直しをする際には、研究会報告書の提言を踏まえた策定を進めていただきたい。

(「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書 一抜粋一)

- ① 住民主体を確保する条件があること
- ② 地域の生活課題発見のための方策があること
- ③ 適切な圏域を単位としていること
- ④ 地域福祉を実施するための環境として、情報共有がなされ、活動の拠点があり、コーディネーターがおり、活動資金があること
- ⑤ 活動の核となる人材がおり、後継者が確保できること
- ⑥ 市町村は住民の地域福祉活動に必要な基盤を整備するとともに、公的福祉サービスも地域の生活課題に対応できるよう、一元的に対応すること。

- ウ なお、地域福祉計画の策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取組状況を把握させていただいているところであり、本年度も近々に実施することとしているので、ご協力願いたい。

(6) 社会福祉協議会について

ア 社会福祉協議会への支援

- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する組織として、自治体や目的を共にする様々な活動主体と協働し、住民が地域で支え合う環境づくりを進めるために積極的な役割を果たすこと、また公的福祉サービスや他の民間事業者等では対応し難い人々の生活課題に対する相談支援の充実・強化についても、重点的に取り組んでいくことが求められる。
- 今後、社会福祉協議会がこれらの役割を十分に発揮し、開拓性、即応性、柔軟性を活かした事業展開が可能となるよう「地域福祉活動を調整する役割を担う者（地域福祉のコーディネーター）等の専門的人材（社会福祉士等の有資格者）を配置することが重要であると考えていることから、各自治体においては所要の財政措置に配慮されたい。

イ 日常生活自立支援事業にかかる不祥事について

- 最近、日常生活自立支援事業の実施を背景とした社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。
- こうしたことは、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業への信頼を失わせるとともに、社会福祉協議会活動への住民の不信や不安を招きかねない事態である。各都道府県・指定都市においては、管内の社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の適切な実施について、改めて点検いただき必要な指導を願いたい。

ウ 社会福祉協議会が実施する結婚相談事業について

- 市区町村社会福祉協議会が行う結婚相談事業における基本的人権の尊重及びプライバシーの保護の徹底については、これまでも各自治体において管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしていたところであるが、昨年、一部の社会福祉協議会において、基本的人権への配慮に欠けた取扱いが確認されたところであり、今回、再び不適切な事例が発生したことは、誠に遺憾である。
- 不適切な取扱いがあった社会福祉協議会については、全国社会福祉協議会より全て改善が図られたとの報告を受けているところであるが、今後、再発することのないよう引き続き管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしたい。

(7) ボランティア活動について

ア ボランティア活動については、従来の福祉分野を超えて、環境、災害被災者支援など様々な分野で活動が行われ、今後はいわゆる団塊の世代の方々の参加など活動の担い手の広がりも予想される場所である。

イ 前述の研究会報告書では、今後に向けてボランティア活動を推進する為には、ボランティアに関心のある人の参加を促すとともに、自分には何が出来るか分からないという人々が活動を始めやすい環境づくりとして、要支援者の生活課題と、ボランティア活動に参加したい人の意欲や技能を結びつけるマッチング機能を強化するためのボランティアコーディネーターの配置の推進等が指摘されている。

ウ 各自治体においては、学校や企業への働きかけなどの取組や、ボランティア活動の裾野を広げるためのボランティアセンターへの必要な支援などを通じ、ボランティア活動の一層の推進に向けた基盤整備に努められたい。

2 民生委員・児童委員活動の推進について

(1) 民生委員・児童委員の委嘱手続きの見直し

ア 一人暮らし等で家族のサポートが得られない世帯の増加や、高齢者等の孤立死の問題、消費者被害の問題など、地域における生活課題により、住民の立場に立った身近な支援活動を行う民生委員・児童委員の役割はますます重要になってきているところである。

イ そうした中、民生委員・児童委員の担い手の確保が課題となっており、一昨年より地方分権改革推進委員会において、身近な地域において適任者を選べるようにすべきことや、地域福祉活動に支障が生じることのないよう、速やかな欠員補充が行えるよう、委嘱手続きを簡略化して迅速化・効率化すべきとの議論がなされ、昨年5月には地方分権改革推進委員会からの第一次勧告の中で「民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」との指摘を受けたところである。

ウ 厚生労働省においては、具体的な委嘱手続の簡略化方策を検討するため、これまで自治体からのヒアリング等による意見聴取を実施してきたところであり、主な意見としては、

- ・ 指定都市・中核市においては、民生委員推薦会と地方社会福祉審議会の審査は一部重複しているのではないか。
- ・ 候補者を厳格に審査するという観点から、地方社会福祉審議会の審査は不可欠である。
- ・ 法定ではないが、各地域において任意に設置している民生委員推薦準備会が、適格者の把握に重要な役割を果たし、推薦会に相当する役割を果たしている地域がある。

等であった。

今後これらの意見を踏まえ、具体的な委嘱手続きの簡略化の方策について、年度内に結論を得るべく検討を行っていくこととしている。

エ なお、各自治体においても、欠員が生じた際の欠員補充の手続きについては、極力その迅速化に努めるとともに、民生委員・児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努めていただきたい。

(2) 民生委員・児童委員活動の環境整備

ア 近年、都市化による地域の連帯感の希薄化や家族機能の変化等もあり、民生委員・児童委員の方々が活動しにくくなっているとの指摘がある。こうした状況の中、厚生労働省としては、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組んでいるところであり、内容は以下のとおりである。

イ 個人情報保護法への過剰反応ともいえるべき現象により、必要な情報が自治体から提供されにくいことが多く、民生委員・児童委員の活動に支障が生じているという指摘がある。

民生委員・児童委員は、法律上守秘義務が定められているので、円滑な活動が図られるよう、各自治体においても必要な情報提供にご配慮願いたい。

ウ 民生委員・児童委員が住民主体の地域福祉活動を進めるためには、できるだけ多くの国民に、民生委員・児童委員の活動についての理解を広げることが必要であると考えている。そのため、厚生労働省のホームページにおける民生委員・児童委員に関するサイトをリニューアルし、よりわかりやすく、内容も充実させることとしており、本年4月からスタートする予定である。その際、具体的活動事例などについては、全国民生委員児童委員連合会のホームページとリンクさせることで、より充実したものとなるよう検討中である。

については、各自治体においても、これらの情報媒体を活用する等により、地域住民に対し、民生委員・児童委員制度の正しい理解が図られるよう、広報等に努められたい。

エ 民生委員・児童委員が活動の中で行っている、いわゆる証明事務については、地域住民が生活状況の改善や維持を行う際に必要となる住民支援の活動である。しかし、活動を行う中で、実際には確認が困難である場合があるにもかかわらず、国の通知等により、原則として民生委員・児童委員のみに証明を求めているものがあり、トラブルとなっている事例が報告されている。これらについては、現在関係部局等と調整中であり、結論を得次第あらためて周知する予定である。

なお、証明事務の取扱いについては、平成14年に全国民生委員児童委員連合会において、「「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン」を示しているところであり、参考とされたい。

オ また、民生委員・児童委員が地域において円滑な活動を行う上で、民生委員・児童委員自身の資質の向上を図っていくことも重要な要素であることから、各自治体においては、引き続き必要な研修等に努められたい。

3 生活福祉資金貸付制度について

(1) 生活福祉資金貸付制度の役割・趣旨について

生活福祉資金貸付制度（以下「本貸付制度」という。）は低所得世帯等の経済的自立等を目的とし、資金の貸付と生活の支援を行う制度として制度発足から50年以上にわたり一定の役割を果たしてきたところであるが、今日の地域社会における課題、特に多重債務の未然防止や生活保護に至らないための支援機能を一層充実させることが改めて求められている。

また、本貸付制度は他の貸付制度では適用できない、あるいは対象とならない世帯を貸付対象とし、あわせて世帯の自立支援を行う点に制度として意義と役割がある。

特に、昨年の世界的な金融危機に端を発して、我が国でも、失業者、低所得者が急増する等雇用情勢が急速に悪化しており、これらの者の生活を支援する対策として、低所得者等に対するセーフティネットの重要な施策である本貸付制度のさらなる活用の促進が求められている。

(2) 生活福祉資金貸付制度の積極的な広報について

本貸付制度については、貸付件数が減少傾向にあること等から、その機能が十分に発揮されていないのではないかという指摘がなされているところであり、本貸付制度の積極的な周知等を行うことにより、さらなる活用が図られるよう求められている。そのため、低所得者等が本制度を必要に応じて活用でき、低所得者等に対するセーフティネット機能を十分に果たすためにも、各都道府県においては、実施主体である都道府県社会福祉協議会と十分な連携・調整を図った上で、例えば、公共の場でのポスターの掲示、ビラの配布、行政の広報、マスメディア等の活用等による本貸付制度の積極的な周知・広報をお願いしたい。

また、広報・周知を行うに当たっては、セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用についてもご検討いただきたい。

(3) 生活福祉資金貸付制度の安定的な運営

本貸付制度の実施にあたっては、実施主体である都道府県社会福祉協議会における制度運用体制の確保と経営上の工夫や努力が不可欠であるが、都道府県によっては貸付金の償還を重視するあまり、資金ニーズへの対応が効果的に実施できていないと考えられる都道府県もある。

本貸付制度は都道府県及び国の補助金を原資とした貸付制度であることから、貸付金の債権管理・償還対策が重要であるが、十分な償還対策が講じられたが償還免除の適格要件に適合し真に償還させることが困難と認められる債権は、償還免除を行う必要がある。

貸付金の償還免除を行うにあたっては、償還免除額を限度として欠損補てん積立金を取り崩して貸付原資に充当することができるが、欠損補てん積立金の不足が生じている場合は、延滞利子収入分を欠損補てん積立金に積み立てる等積極的な改善策を講ずる必要がある。

なお、やむを得ず償還免除を行うに当たり、欠損補てん積立金が不足する場合には、当課まで協議いただきたい。

(4) 都道府県社会福祉協議会の体制について

都道府県社会福祉協議会における本貸付制度に関わる事務費は、主に貸付金の利子収入及び都道府県の補助金によるものであり、有利子の貸付金の貸付・償還状況により事務費収入に差が生じ、これが都道府県社会福祉協議会における運営体制の格差の要因となっていることも考えられる。

本貸付制度の安定的な運営のためには、貸付決定に必要な相談援助や調査、償還指導、債権管理のための安定的な人的体制と事務処理体制の確保が必要であることから、都道府県社会福祉協議会の貸付事務費、市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費、その他償還対策に必要な事務費について所要の財政措置に特段のご配慮を願いたい。

特に、適切な貸付決定及び償還の確保を図るためには、入口の相談支援、貸付の必要性の判断、家計診断、貸付後の償還指導、必要に応じて生活課題を解決するための支援、関係機関との調整等を一体的に行うことが重要であり、平成21年度よ

り、こうした役割を一体的に行う相談員を、新たに窓口となる市区町村社会福祉協議会に配置する取組に対して支援を行うこととしているので、積極的に活用いただきたい。

(参考) 平成21年度予算(案)における市区町村社協の相談支援体制の強化について(案)

1 事業内容： 窓口となる市区町村社会福祉協議会に専門の相談員を配置し、次の取組を一体的に行う。

①貸付申込者に対する相談支援、②貸付の必要性、妥当性の判断、③貸付後の定期的な生活状況の把握、支援、④家計管理指導、⑤関係機関との連絡・調整等、⑥償還指導、⑦生活福祉資金貸付制度の広報・PR

2 相談員の要件： ファイナンシャルプランナー、銀行等のOB、福祉事務所のOB、社会福祉士、その他都道府県社会福祉協議会が適当と認めた者

3 実施主体： 都道府県社会福祉協議会

4 補助内容： 相談員の人件費、活動費

※単なる既存の社協職員の人件費の付け替えは不可

5 補助単価： 厚生労働大臣が認めた額

6 負担割合： 国1/2、都道府県1/2

7 予算額： セーフティネット支援対策等補助金(210億円)の内数

(5) 関係機関との連携について

現在の厳しい雇用状況に対応するため、就職安定資金融資事業をはじめとして離職者等を支援するための様々な施策が行われているところである。本貸付制度の利用者又は利用を希望する者が自立した生活を送れるように支援するためには、都道府県社会福祉協議会(委託を受けた市町村社会福祉協議会を含む)が、こうした雇用施策を担当するハローワーク、都道府県の労働施策担当部局をはじめとして、生活保護等の

福祉施策を担当する都道府県の福祉担当部局、福祉事務所や、利用者等が抱えている債務の整理等を行う弁護士会、司法書士会、法テラス、消費者相談を行う消費生活センター等様々な関係機関と連携して支援を行う必要がある。

特に多重債務者に対する支援については、各都道府県に関係機関が参加し、連携して支援を行うための多重債務者対策本部等が設置されているところであり、こうした連携の仕組みの中に都道府県社会福祉協議会が参加することも重要である。

各都道府県におかれては、関係機関と連携に当たり、都道府県社会福祉協議会に対する必要な支援をお願いしたい。

(6) 貸付限度額の引き上げについて

平成21年度予算（案）においては、近年の障害者等に対する支援機器がIT技術の活用等により高度化してきており、こうした支援機器を活用することにより、障害者等がより自立した生活を送ることが可能であることから、福祉資金の中の障害者等福祉用具購入費及び障害者自動車購入費の限度額を各50万円引き上げることとしている。詳細は、おって通知する予定であるので、了知願いたい。

(参考) 平成21年度予算（案）における貸付限度額の引き上げについて（案）

1 障害者等福祉用具購入費

(1) 貸付限度額

1,200千円以内 → 1,700千円以内

(2) 償還期間

6年以内 → 8年以内

2 障害者自動車購入費

(1) 貸付限度額

2,000千円以内 → 2,500千円以内

(2) 償還期間

6年以内 → 8年以内

4 ホームレス対策等について

(1) ホームレス対策

ア 平成21年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』及び同法に基づく『ホームレスの自立の支援等に関する基本方針』（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成20年7月にはこれまでの施策の効果等を踏まえ、基本方針の見直しを実施したところであり、平成21年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の推進を図られたい。

なお、現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を踏まえると、今後、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者が増加することも考えられることから、各自治体におけるホームレス数等について常に状況把握できるよう努められたい。また、ホームレス対策事業に取り組まれてきた自治体はもとより、ホームレス数が少ない等の理由から事業を実施していない自治体においても、積極的にホームレス対策に取り組まれるよう御検討をお願いしたい。

イ ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業（自立支援センター事業）については、必要な土地の確保が困難であること、ホームレス数が少ないこと等の理由により新たな施設の設置が困難である場合等に既存の公共施設や民間賃貸住宅等を活用した自立支援センターの設置を可能としたところであるので、地域の実情を踏まえ、積極的な事業の実施を検討されたい。

なお、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）についても、既存建築物を活用し、又は借り上げて設置することについては従来より可能としているので、今後のホームレスやホームレスとなるおそれのある者の数の推移等を十分に把握し、必要な施設の設置について検討されたい。

また、ホームレス等は都市部に集中する傾向があるが、大都市周辺の自治体でも

ホームレス自立支援施策に取り組むなど、広域的な対応が図られるよう留意願いたい。

ウ ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するために毎年実施することとしており、平成21年度予算案においても、当該調査に係る経費を確保したところであるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成20年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある（実施自治体：40%減、未実施自治体：15%減）ことが確認されており、ホームレス対策を実施していない自治体においては、事業の実施を積極的に検討されたい。

（参考）これまでのホームレス対策について

平成14年8月	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行
平成15年3月	「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表 ・全国のホームレス数 <u>581市区町村で25,296人</u>
7月	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を告示
平成19年4月	「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表 ・全国のホームレス数 <u>552市区町村で18,564人</u>
11月	全国調査(生活実態調査)の分析結果を公表
平成20年1月	ホームレスの概数調査の実施 ・全国のホームレス数 <u>503市区町村で16,018人</u>
7月	新基本方針の告示
平成21年1月	ホームレスの概数調査の実施
3～4月	ホームレスの概数調査結果の公表（予定）

(2) 地方改善事業の実施について

ア 地方改善事業の実施について

(ア) 隣保館整備・運営等事業

隣保館整備・運営等事業については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

なお、平成21年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対してご周知願いたい。

・隣保館整備等事業

隣保館整備等事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

・隣保館運営事業

隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策についても、十分活用が図られるよう管内市町村に対しご周知願いたい。

- ① 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。
- ② 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコー

ディネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

- ③ 市町村合併等に伴い、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、十分ご留意願いたい。
- ④ 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう留意されたい。
- ⑤ 隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

(イ) アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

(ウ) 地方改善施設における吹付けアスベストの除去等について

隣保館、生活館等の地方改善施設における吹付けアスベストの除去等に要する費用については、平成21年度以降も地方改善施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

イ 人権課題に関する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、先般、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの項目等に基本的人権への配慮が欠けていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報を扱うことになることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、管内市町村等に対して指導されたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

5 消費生活協同組合について

(1) 改正生協法の施行等に伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）の改正により、生協の共済事業においても、契約者保護の観点から必要な規制が整備され、昨年4月に施行されたところである。改正生協法には、経過措置等が規定されており、施行に猶予期間がある以下の事項についても、所管する生協に対して必要な準備等を行うよう改めてご指導願いたい。

- ① 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（生協法第54条の2等）
- ② 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（生協法第10条第3項等）
- ③ 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（生協法第50条の5等） 等

なお、③の事項に関連して、組合の経営の健全性を確保していくための手法として、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができるとされているところである。厚生労働大臣が定める当該基準は、改正生協法において定められた諸準備金の積立て（生協法第50条の7～第50条の9等）開始時期を考慮して定めることとしており、あわせて当該基準に基づく「早期是正措置」に関する基準も定める予定としている。

それまでの間、組合の健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要があり、「共済事業向けの総合的な監督指針」（平成20年3月31日付け社援発第0331005号厚生労働省社会・援護局長通知）（Ⅱ-2-2からⅡ-2-5までを参照のこと）に基づき、組合に早め早めの経営改善を促していく必要がある。

このため、「早期是正措置」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた以後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくようご指導願いたい。

(2) 生協法施行規則等の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、

農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。)の一部改正を予定しているところである。改正の趣旨及び概要については、以下のとおりであるので御了知願いたい。

また、生協法施行規則の一部改正に伴い、生協法施行規則の内容を具体化・明確化するため、「共済事業向けの総合的な監督指針」について、所要の改正を行う予定としている。(改正案については、参考資料9を参照)

ア 趣旨

金融庁所管の審議会である金融審議会第二部会保険の基本問題に関するワーキンググループにおいては、被保険者による同意が親権者により行われる未成年者の死亡に係る保険契約について、多額の保険契約の締結等、モラルリスクが高いものがあるため、何らかの対応を図るべきであるとの意見が大勢であった。

また、成年者を被保険者とする保険契約について、被保険者の同意を必ずしも取得していない場合にも、何らかの対応を図る必要があるとの意見があった。

これらの指摘を踏まえ、金融庁では、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)中に、保険会社が保険金の限度額その他保険の引受けに関する社内規則等を定めるとともに、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制整備を構築することを求める旨のルールを定めることとした。

保険業法施行規則の一部改正は、生協が実施する共済事業に直接影響を及ぼすものではないが、モラルリスク対策の観点からは、保険のみが対策を講じても、問題の解決としては不十分である。そこで、当省としても、今般、生協法施行規則の一部改正を予定しているところである。

イ 概要

次の共済(不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。)を組合が引き受けるに当たっては、共済の不正な利用の防止を図るための共済金の限度額その他引受けに関する内部規則等を定めるとともに、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付ける。

- ① 15歳未満の者を被共済者とする死亡共済
- ② 被共済者本人の同意を取得していない死亡共済

(注)「死亡共済」とは、人の死亡に関し一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を収受する共済をいう。

(3) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点に留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮を願いたい。

- ① 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ② 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化
- ③ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協や休眠状態にある生協における組合及び組合員管理の徹底
- ④ 共済事業規約等に基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底

また、平成17年通常国会において保険業法（平成7年法律第105号）が改正され、「根拠法のない共済」いわゆる「無認可共済」が契約者保護の観点から、保険業法の適用を受けることとなり、平成18年4月に施行されたところである。

これにより、従来「無認可共済」として共済事業を行ってきた者は、保険業法に基づく保険会社あるいは少額短期保険業者に移行又は廃業や事業譲渡をすることとなるが、一部の事業者においては、生協としての法人格を取得し共済事業を行っていかうとする動きが見受けられるところである。

上記のような新たに設立される生協の認可にあたっては、生協法関係法令通知に則って、適正な審査のうえ、ご判断願いたい。

（４）政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

（５）その他

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査

平成20年度の調査については、4月を目途に調査結果等を公表することとしているので、都道府県におかれては、管内生協に対する指導等にご活用願いたい。

なお、平成21年度の調査実施にあたっては、都道府県のご協力を願いたい。

イ 生協関係予算

平成21年度予算（案）においては、20年度に引き続き、改正生協法の施行に伴う生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1/2）を実施することとしているので本事業の積極的な取組みを願いたい。

連 絡 事 項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成21年度の全国民生委員児童委員大会は、新潟県新潟市において開催することとしているので、ご了知願うとともに、管内市町村等への周知をお願いします。

平成21年度第78回全国民生委員児童委員大会

開催日：10月29日（木）～30日（金）

会 場：朱鷺メッセ（新潟市） 他

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成21年度の全国ボランティアフェスティバルは、愛媛県で実施される予定となっており、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いします。

第18回全国ボランティアフェスティバルえひめ

開催日：9月26日（土）～27日（日）

会 場：愛媛県県民文化会館（松山市） 他

参 考 资 料

1 平成21年度地域福祉課予算(案)の概要

(地域福祉課)

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予算額(案)	差 引 増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
1 地域福祉の増進 (地域福祉増進事業)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「セーフティネット支援対策等事業費補助金」 (平成21年度予算額(案): 21,000百万円の内数) </div>			○ セーフティネット支援対策等事業費補助金 事業追加等
2 ホームレス対策				1 安心生活創造事業の創設 国と市町村が協働して、以下の取組を実施 (定額補助) ・訪問調査等による生活課題を抱えた者の把握 ・地域生活をサポートする取組
				2 日常生活自立支援事業の拡充 ・市町村での相談窓口となる基幹的社協の増
				3 生活福祉資金貸付事業の体制強化 ・相談・償還体制の強化を図るための取組 ・資金内容の見直し (障害者にかかる資金の限度額を引き上げるなど 利用者の資金ニーズに対応)
				4 ホームレス自立支援事業の充実 ・賃貸住宅を活用した自立支援事業の実施
				※「地域福祉活性化事業」及び「自立生活サポート事業」は、「地域福祉等推進特別支援事業」に統合
3 地方改善事業関係	7,055,645	6,713,308	▲ 342,337	
(1)地方改善施設整備費	1,666,000	1,428,000	▲ 238,000	
(2)地方改善事業費	5,389,645	5,285,308	▲ 104,337	1 隣保館等運営事業費 5,239,625千円 → 5,139,688千円 2 生活館等運営事業費 150,020千円 → 145,620千円
4 全国社会福祉協議会 活動の推進	113,760	113,154	▲ 606	・ ボランティアセンター機能の充実・強化、 民生委員に対する情報支援等
5 自殺防止対策 (いのちの電話)	80,815	0	▲ 80,815	※ 障害保健福祉部において、自殺対策に取組む 民間団体に対し支援を行う事業を創設
6 消費生活協同組合運営 状況調査	6,058	6,045	▲ 13	
7 ホームレス全国概数調査	33,818	22,843	▲ 10,975	
8 その他(旧本省費等)	16,416	16,222	▲ 194	
合 計	7,306,512	6,871,572	▲ 434,940	

2 「市町村と国との協働による地域福祉推進の取組について」

(平成21年2月13日付事務連絡)

事 務 連 絡
平成21年2月13日

都道府県
各 指定都市 地域福祉担当者 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

市町村と国との協働による地域福祉推進の取組について

平素より地域福祉の推進にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、少子高齢化が急速に進行する中、各地域では、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題、消費者被害の問題、災害時の要援護者支援の問題など生活課題が顕在化してきており、地域福祉の再構築が課題となっております。

こうした中で、今後、市町村（特別区を含む。以下同じ。）と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、全国50か所程度の市町村（地域福祉推進市町村）に協力いただき、モデル事業の実施やその効果検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換の実施、先駆的取り組みの情報発信等を行うこととしております。

つきましては、今後、協力いただく市町村を選定するため、各市町村の意向を確認したいと考えており、参加を希望する市町村におきましては、下記の手順等により期限までに、関係書類の提出をお願いします。

なお、現時点での地域福祉推進市町村の役割や事業内容等については、別添1及び別添2の資料のとおりですので、管内市町村に対する周知の際には、本資料をご活用ください。

本調査はあくまでも意向確認であり、地域福祉推進市町村の選定の際の1つの指標とさせていただくための作業であることを申し添えさせていただきます。

記

【都道府県にお願いすること】

- 地域福祉推進市町村の役割等について、管内市町村へ周知。
- 地域福祉推進市町村への参加の意向を確認していただき、別添3「参加意向調書」（参加の意向がある市町村が記載）を取りまとめ。
- 都道府県は別添4の「都道府県記入票」に、参加の意向がある市町村についてそれぞれコメントを記入の上、別添3とともに厚生労働省へ提出。（指定都市・中核市

については別添3のみ作成し、直接厚生労働省へ提出)

【市町村にお願いすること】

- 地域福祉推進市町村参加の意向がある市町村は、別添3の「参加意向調書」を作成のうえ、都道府県に提出。(地域福祉推進市町村参加の意向がない市町村は提出する必要はありません)

提出の締切：平成21年3月6日(金)(必着)

提出方法：電子メールにて、照会先に記載されている[e-mail]アドレスに提出

(添付資料)

別添1「地域福祉推進市町村について(案)」

別添2「安心生活創造事業の創設について(案)」

別添2-1「安心生活創造事業を展開するうえでの事業モデル例(ひとり生活応援プラン(仮称))」

別添3「地域福祉推進市町村参加意向調書」

別添4「都道府県記入票」

【照会先】

地域福祉係 北尾、田代

[TEL] 03-5253-1111 (内線 2859)

[TEL] 03-3595-2615

[FAX] 03-3592-1459

[e-mail] tashiro-yoshiyuki@mhlw.go.jp

別添1

地域福祉推進市町村について（案）

1. 趣旨

今後、市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換の実施、先駆的取組の情報発信等を行うことを目的とする。

2. 役割

- (1)「安心生活創造事業」(国のモデル事業)の実施 → 別添2参照
- (2)各地の先進的取組事例や地域福祉に関する各種データの提供(国との意見交換会の実施)
- (3)地域住民への地域福祉活動に関する周知広報

3. 安心生活創造事業の内容

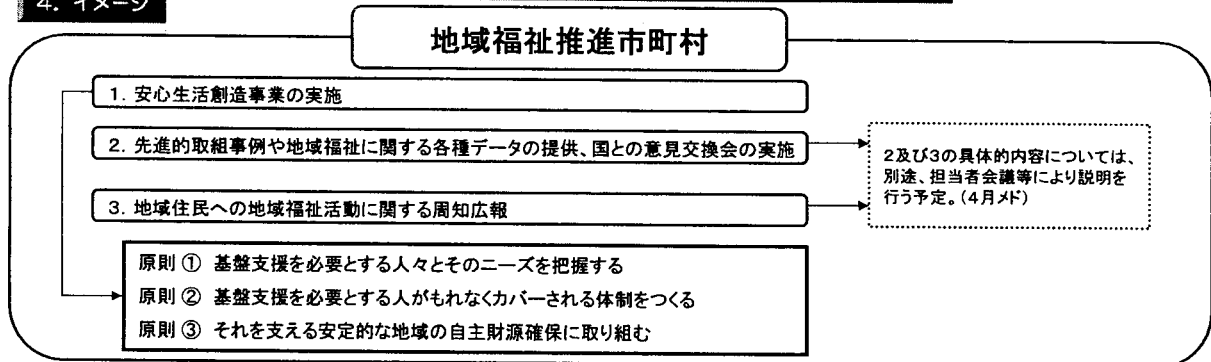
安心生活創造事業は、以下の3事項を必須の取組とするが、地域の実情に応じた様々な手法で実施することができるものとする。

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

なお、実施した取組については定期的な状況報告とともに、3年次目には一定の指標(別途連絡)に基づき、その効果等を検証し報告していただく。

地域福祉推進市町村について（案）

4. イメージ



5. 留意点

- ・「安心生活創造事業」の実施にかかる経費のみならず、国との意見交換会や、周知広報に係る経費についても、必要に応じ「安心生活創造事業」(定額補助)の対象経費とする予定。
- ・安心生活創造事業の実施主体は市町村とする。ただし、ゾーン内の把握・見守る為の取組については、地域の実情に応じて適切に事業ができると認められる社会福祉法人等に事業の一部を委託することができることとする。
- ・地域に設定するゾーンの範囲は、市町村が地域の実情に応じて設定できることとする。
- ・専門職については原則社会福祉士とするが、介護支援専門員としての実務経験がある者等、相談援助業務の実務経験がある者のうち、市町村が適当と認める者をあてることができることとする。
- ・訪問員については広く地域に募集をかけるほか、非常勤のヘルパーの空き時間や、生活(介護)サポーター養成研修者などからも確保する。
- ・地域福祉推進市町村の協力期間は3年間を基本とするが、活動の状況等により5年まで延長する場合もある。

6. 今後のスケジュール案

- 平成21年3月中 地域福祉推進市町村の決定
4月 地域福祉推進市町村への説明会の開催
5月～10月 事業実施の為の準備期間
10月以降 事業開始

安心生活創造事業の創設について(案)

- 地域福祉を推進するため、50程度の市町村の参加により、地域福祉プログラムを実施。国と市町村が協働して効果検証を行うとともに、全国に情報発信する。
- 平成21年度は、「安心生活創造事業」(定額補助)を創設。以下の目的と3つの原則を充たし、地域の実情に合わせた地域福祉プログラムを実施する。

「安心生活創造事業」(案)

＜セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数＞

■ 目的 ■

「一人暮らし世帯等」への基盤支援(「見守り」と「買物支援」)を行うことにより、「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるための支援を行う。

■ 3つの原則 ■

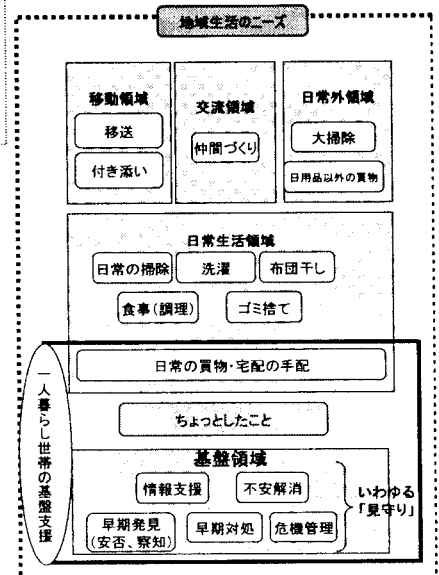
- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

「安心生活創造事業」の基本的な考え方 「安心生活創造事業」による基盤支援の充実

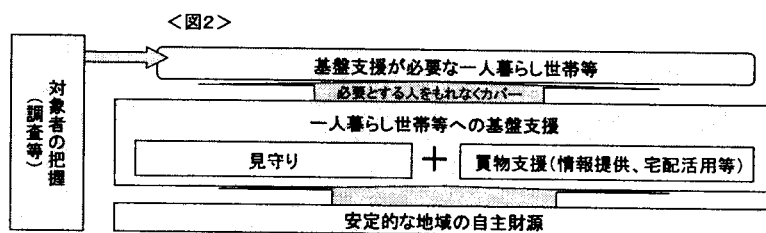
- 今、地域では、一人暮らし世帯が増加し、高齢者を標的とする詐欺事件の増加や孤立死の問題など、制度の対象とならない状態の人であっても、一人暮らしなどで日常的な家族のサポートが得られない世帯等(以下「一人暮らし世帯等」)が、地域で安心して暮らせるための支援が課題となっている。
 - これら「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるためには、様々なニーズが充たされる必要があるが、それをあえて領域別に整理すると、「(日常生活領域)食事の確保や掃除、洗濯など日常生活に必要なこと」、「(移動領域)通院や買物などのための外出」、「(交流領域)友人との交流や仲間づくり」、「(日常外領域)大掃除のような日常的ではないが必要なこと、そして「(基盤領域)自分では気づかない生活や心身の変化を察知し、問題を早期に発見・対処するために必要なこと、いわゆる「見守り」の5領域があると考えられる。(図1)
- * いわゆる「見守り」は、現在、住民や民生委員活動によって実施されている。これらの活動をみると、「見守り」には、以下の5つの要素が見出される。

 - ①「早期発見(安否確認、変化の察知)」、②「早期対処」、③「犯罪被害等を予防する「危機管理」、④「生活に必要な情報提供や助言を提供する「情報支援」、⑤「孤独感を軽減したり安心感を与える「不安解消」
- 「一人暮らし世帯等」の多くは、このうちのほとんどを自分自身で行えるし、できないことについては市場サービスによって充足したり、地域福祉活動などの支援を受け取りながら、それぞれのスタイルで自立した生活を営んでいる。
 - しかし、その一方、「一人暮らし世帯等」には、何かあったときの不安があり、頼れる人がいないという人も少なくない。詐欺事件や孤立死などの深刻な問題の予防を考え合わせても、(基盤領域)であるいわゆる「見守り」は、「一人暮らし世帯等」が地域で安心して暮らせるために不可欠な基盤となる支援(基盤支援)であり、その整備は喫緊の課題といえる。
 - (基盤領域)であるいわゆる「見守り」が、「一人暮らし世帯等」にとって不可欠な基盤支援であることを踏まえるならば、その整備に当たっては、必要な人がもれなくカバーされることが重要である。

＜図1＞



- また、生活上不可欠という点では、(日常生活領域)の中でも食事や日用品など生活に欠かせないものを市場から調達する手段である「買物」が支障なく充足されることは、「見守り」同様に重要と考えられるので、「見守り」とあわせて「買物支援」を基盤支援に組み入れることが必要である。
- したがって、「一人暮らし世帯等」への基盤支援は、「見守り」と「買物支援」が行えるものとし、その提供に当たっては、必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくることが求められる。
- なお、「見守り」については、現在、住民や民生委員活動によってきめ細かく実施されていることから、これらの活動との協働が重要であり、「買物」については、既存資源の活用や自立支援の観点から、買物代行よりむしろ「宅配」の活用(情報提供や利用支援等)支援を進める。
- その上で、このようなサービスに、地域が取り組みたいと考えたとき、自治体の考え方や財政力のみならず左右されることなくその意思を具体化できるようにするためには、公費のみに依存しない「安定的な地域の自主財源確保」は、不可欠である。
- 以上から、「一人暮らし世帯等」が地域で安心して暮らせるようにするための基盤支援では、以下の3つを原則に整備を進める。
 - ① 基盤支援(「見守り」と「買物支援」)を必要とする人々(「一人暮らし世帯等」)とそのニーズを把握する
 - ② 地域の基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制とする
 - ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む
- こういった取り組みは、見守り活動などへの「参加」と、無理のない寄付で地域に必要なサービスを支える「参加」の両面に住民が参加する仕組みであり、地域の共助を更に進めるものでもある。
- ついては、平成21年度において新規事業として、「安心生活創造事業」(定額補助)を創設する。50程度の市町村の参加により、上記3つの原則を踏まえた事業開発(図2)に取り組み、国と市町村が協働して効果の検証を行うとともに、全国に情報発信することとする。(参考(別添2-1):ton plan「ひとり生活応援プラン(仮称)」)



ton plan

「ひとり生活応援プラン(仮称)」

基本コンセプト

「安心生活創造事業」の目的と3つの原則を充たす事業として以下を基本コンセプトとして実施。

1. 基盤支援(「見守り」と宅配利用支援等の「買物支援」)を必要とする人とニーズを把握するため、訪問調査やマップづくりなどにより必要な人の発見とニーズ把握を行う。
2. 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるため、
 - (1) 地域に小地域のゾーンを設定。(例えば人口2万人程度(2中学校区相当))
 - (2) ゾーンを担当する主任(チーフ)を常設し、そのもとで訪問活動を行う訪問員を配置する。
 - (3) 住民や民生委員活動と協働しきめ細かく対応する。
3. 「ひとり生活応援プラン(仮称)」を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組むため、
 - これまで主な財源であった3つのポケット「公費」「保険料」「利用料」に加え、寄付や賛助会費による「第4のポケット」を充実し、公費や利用料等を効果的に組み合わせる。
 - 第4のポケットを、共同募金の仕組み等により確保する。
 - 「第4のポケット」の充足は、これまでにない新しい取り組みとして
 - ① 住民に広く募る「1コイン」募金
 - ② 商店や企業が第4のポケットへの寄付を含んだ商品を販売する「地域の福祉応援グッズ」による募金(仮称)を進める。

「ひとり生活応援プラン(仮称)」の内容について

<概要>

市町村に小地域のゾーンを設定、市町村が適当と認める民間団体が提供主体となって、ゾーン内の一人暮らし世帯等を対象とした見守りを実施。各ゾーンには、ゾーン内を見渡し、民生委員や住民の活動と協働し、各種の手段を組み合わせて見守りを提供する主任(チーフ)と、そのもとで定期的な訪問を行う訪問員を配置。最低月1回、希望し契約する人には週1回以上の職員による訪問を実施することにより、ゾーンをもれなくカバーする。あわせて、一人暮らし世帯等が、生活に必要なものを調達するための宅配サービスの活用支援等を行う。

財源は、地域の自主財源(第4のポケット)・公費・利用料を組み合わせる。市町村と提供主体は、安定的な財源確保のため、企業や商店、住民の協力を得て、第4のポケットの充実に取り組む。

*「一人暮らし世帯等」・一人暮らし高齢者・障害者世帯、高齢者・障害者夫婦世帯、日中一人暮らしの高齢者・障害者など

- 市町村の役割
 - ① 提供主体の選定
 - ② ゾーンの設定
 - ③ 提供主体への情報提供、助言、協力
 - ④ 対象者の把握
 - ⑤ 困難事例等への対処
 - ⑥ 第4のポケットの充実に取り組む
- 提供主体

住民の地域福祉活動と公的サービスに円滑につながることができ、市町村が本事業の実施主体として適当と認める団体

 - * 事業を安定的かつ継続的に実施するために、共同募金配分を受けられ、寄付金控除の対象となる団体(社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人等)が望ましい
- 提供主体の役割
 - ① 対象者の把握
 - ② ゾーンを担当する主任(チーフ)と訪問員の配置
 - ③ 見守りと買物支援
 - ④ 住民や民生委員活動・関係機関との協働・連携
 - ⑤ 個配・宅配サービスの情報収集
 - ⑥ 第4のポケットの充実に取り組む
- 所要額

1ゾーン	年間約600万円						
	<table border="0"> <tr> <td>・主任(チーフ)配置</td> <td>約 440万円</td> </tr> <tr> <td>・訪問員配置</td> <td>約 90万円</td> </tr> <tr> <td>・通信運搬等事務費</td> <td>約 70万円</td> </tr> </table>	・主任(チーフ)配置	約 440万円	・訪問員配置	約 90万円	・通信運搬等事務費	約 70万円
・主任(チーフ)配置	約 440万円						
・訪問員配置	約 90万円						
・通信運搬等事務費	約 70万円						
- 財源

第4のポケット、利用料、公費の組み合わせ

■ 対象者 一人暮らし高齢者・障害者世帯、高齢者・障害者夫婦世帯、日中一人暮らしの高齢者・障害者などで「見守り」が必要な人（以下「一人暮らし世帯等」）＜図4＞参照

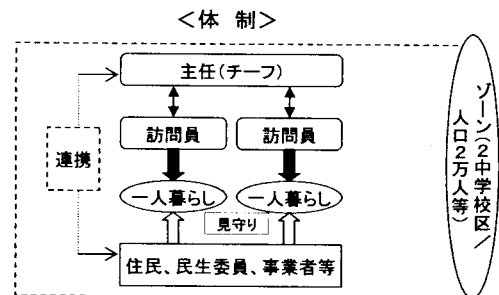
■ サービス内容 以下をあわせて行う。
 (1) 「早期発見(安否確認・変化の察知)」、「早期対応」、「危機管理」、「情報支援」、「不安解消」
 (2) 生活に必要なものを市場サービスから調達するための買物支援(市場サービスを活用するための情報提供、宅配の活用など)。

■ 提供体制 市町村にゾーン(例えば人口2万人程度(2中学校区相当))を設定。ゾーンを担当する「主任(チーフ)」と、そのもとで訪問活動を行う訪問員を配置し、住民や民生委員の活動と協働して、ゾーン内をもれなくカバーする。

- (1) 「主任(チーフ)」は、利用者や対象者の見守りが保障されるよう本事業の提供プランを作成(必要に応じて他の見守り手段を組み合わせる)。「訪問員」からの報告、民生委員等との協働により対象者の状況を把握し、状態に応じ関係機関と協力し解決を図る。
 (2) 「訪問員」は、プランに基づいて訪問(①「契約訪問」、②「巡回訪問」)を行う。

■ 担い手の確保 (1)主任(チーフ)・・・対象者の心身や生活変化を察知し適切に対応できる専門性のある者。例えば、地域包括支援センターの在宅に関する相談支援経験のある者、日常生活自立支援事業の専門員として相談支援の経験のある者など。
 原則、社会福祉士とする。

- (2)地域に募集するほか、非常勤ヘルパーの空き時間や、生活(介護)サポーター養成研修修了者などから確保



■ 方法 「契約訪問」と「巡回訪問」を行う。民生委員や住民、社会福祉法人や事業所による見守り、あるいは商店などの市場サービスと見守りを組み合わせる等により、その機能を高める。

- ① 「契約訪問」・・・希望する対象者を訪問員が、週1回以上定期的に訪問(有料)
 * 利用料の金額は、実施主体の判断
 ② 「巡回訪問」・・・「契約訪問」を希望しないが、実施主体が「見守り」が必要と認める対象者を月1回短時間訪問(無料)
 <図A>参照

■ 留意点 「一人暮らし世帯等」の「見守り」は、訪問のみによってカバーされるものではなく、地域のサークルやサロン活動への参加など地域の多様なかわりも重要なことから、対象者・契約者の個別の状態に応じて適切な情報提供や支援を実施する。

契約訪問(有料)

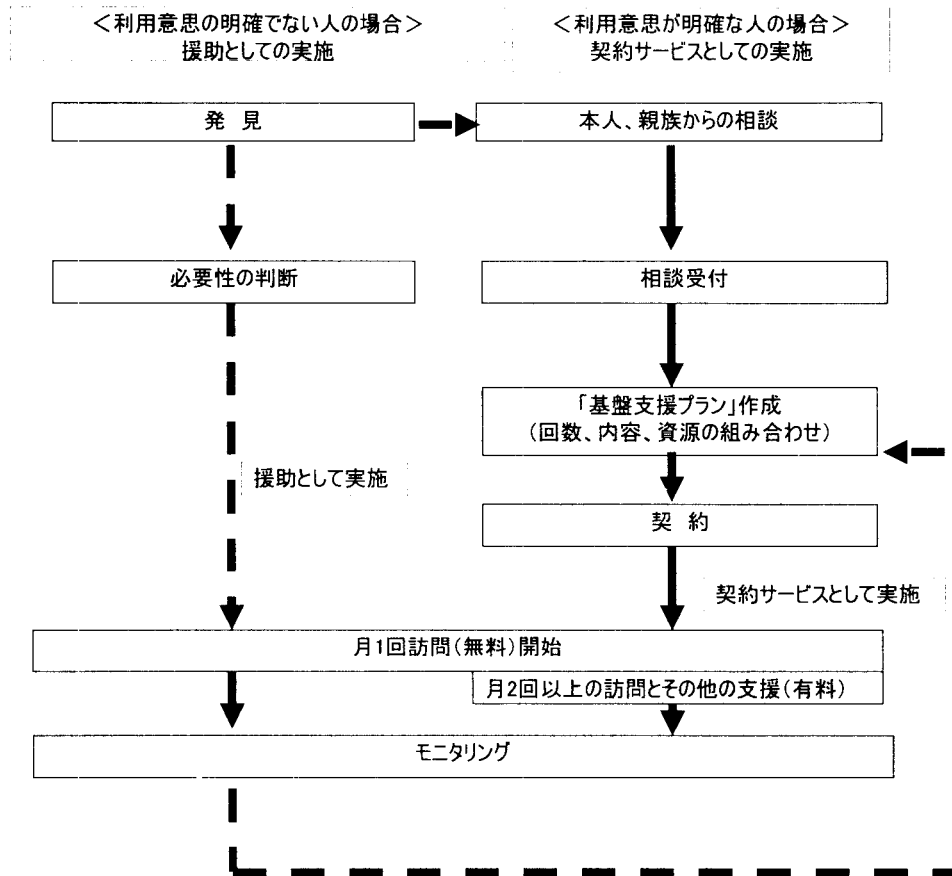
<対象>一人暮らし世帯等で契約による定期的な訪問を希望する人 <訪問者>訪問員(非常勤)
 <頻度>週1回程度。1回1時間以内
 <料金>月額基本料●●●●円(週1回。週1回を超える場合は、超えた分1回につきプラス●●●●円)
 <利用方法>申し込み(契約)
 <内容>《共通》①身体変化・生活変化察知、②安否確認、③生活上のアドバイス(宅配の活用等)
 《契約訪問のみ》④室内でのちょっとしたことの手助け(ゴミ分別、電球交換、宅配の発注書の記入)
 ⑤主任(チーフ)の定期訪問
 《オプション》⑥親族に利用者の状態を定期的に報告 ⑦その他(例えば買物の代行、死後の処理など)
 * 漠然と広がることのないよう契約書にサービス内容を明記する

巡回訪問(無料)

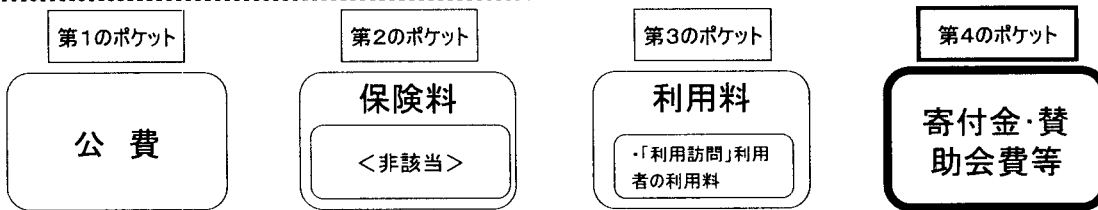
<対象>「契約訪問」を希望しない一人暮らし世帯等で定期的な訪問が必要な人 <訪問者>訪問員(非常勤)
 <頻度>原則月1回。1回10分～20分程度
 <料金>なし
 <利用方法>実施者の判断
 <内容>《共通》①身体変化・生活変化察知、②安否確認、③生活上のアドバイス(宅配の活用等)

サービス提供の流れの例

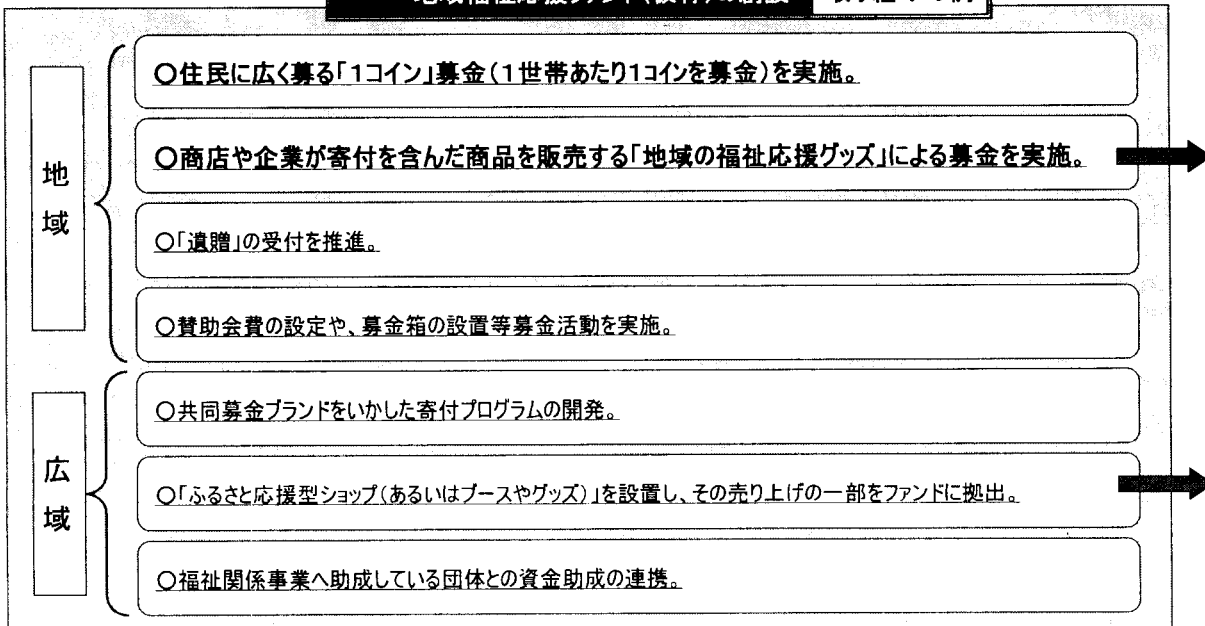
図A



財源の考え方

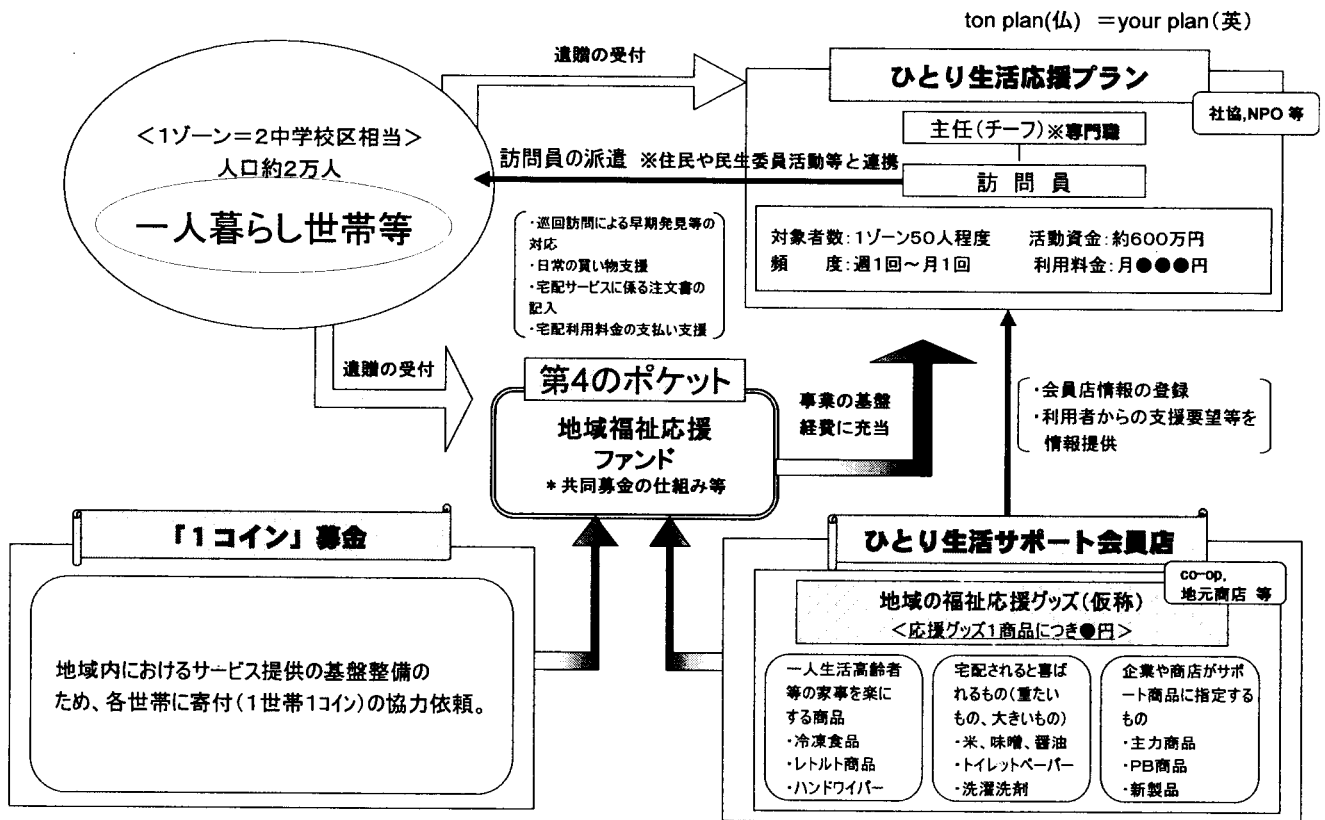


地域福祉応援ファンド(仮称)の創設 取り組みの例



第4のポケットに協力する地域貢献が、顧客拡大やイメージアップ、商店街振興につながる関係が重要

「安心生活創造事業」の事業モデル 「ひとり生活応援プラン=ton plan (仮称)」のサービスと財源のイメージ

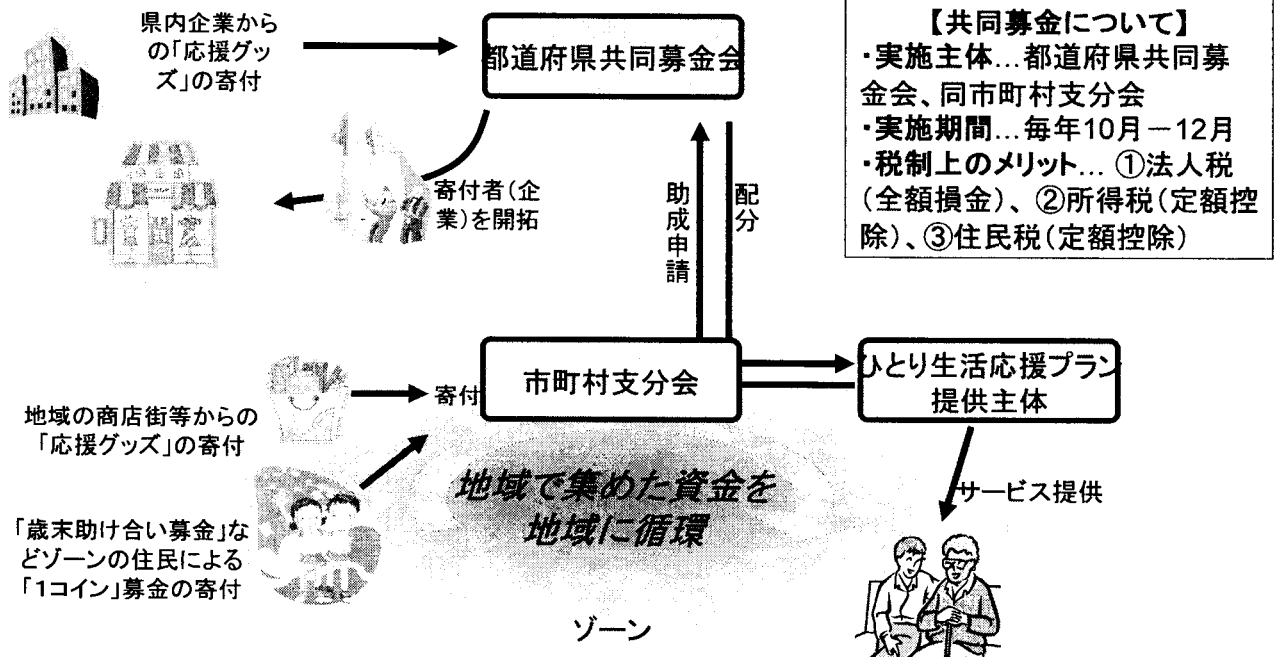


未定稿

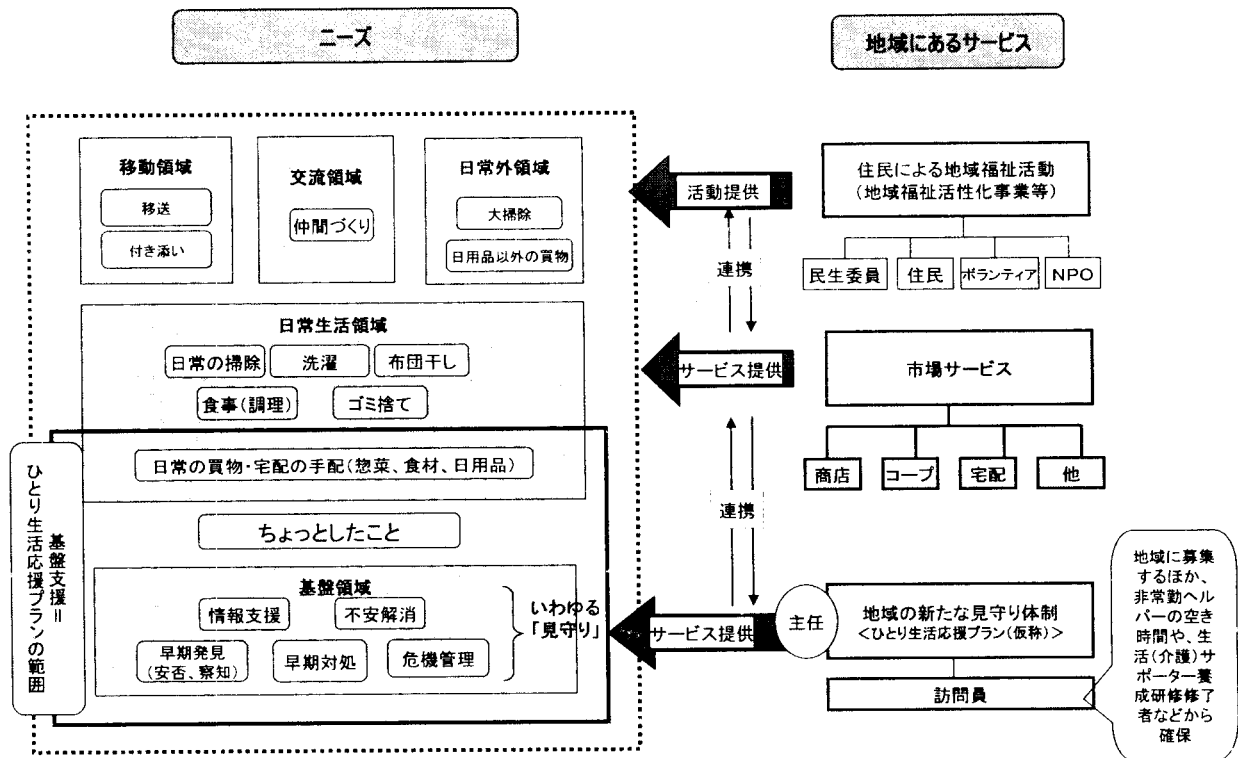
共同募金の仕組みを活用した場合の「地域福祉応援ファンド」のイメージ(例)

図2

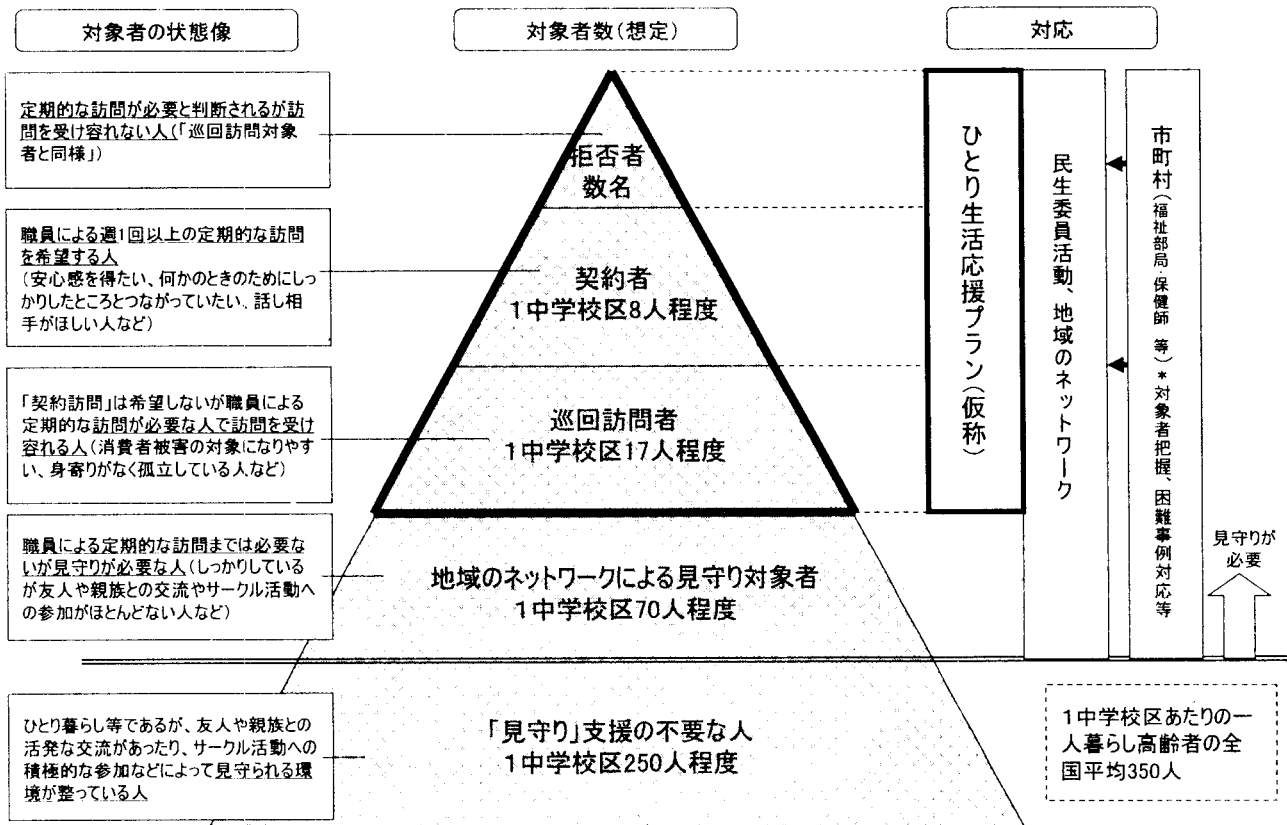
- 共同募金の「地域で集めた資金を地域に循環させる」寄付システムにより、市町村支分会が歳末助け合い運動等住民による「1コイン」募金を推進し、寄付の受け皿となることが考えられる。
- 共同募金への寄付には税制上のメリットがあることから、企業からの「応援グッズ」による寄付の受け皿となることが考えられる。
- 共同募金会は、「ひとり生活応援プラン」の提供主体と連携し、寄付者や寄付プログラムの開拓を行い第4のポケットの充実に取り組むことが期待される。



<ニーズと地域のサービス>



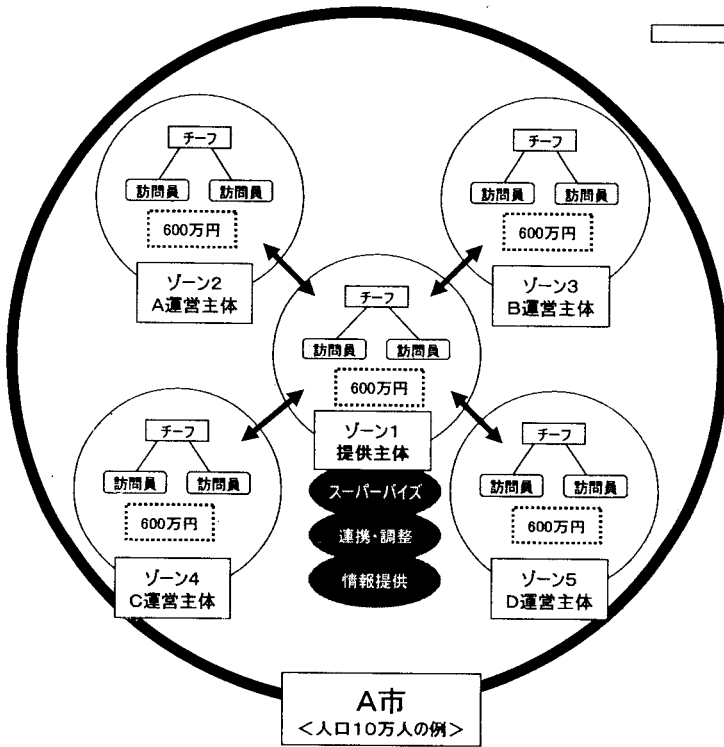
対象者のイメージと対応の関係(人口約1万人(1中学校区))



ここでの対象者数は、一人暮らし高齢者について想定。内閣府「平成17年度世帯類型に応じた高齢者の生活実態に関する意識調査」の数字を一人暮らし高齢者数に乘じたもの

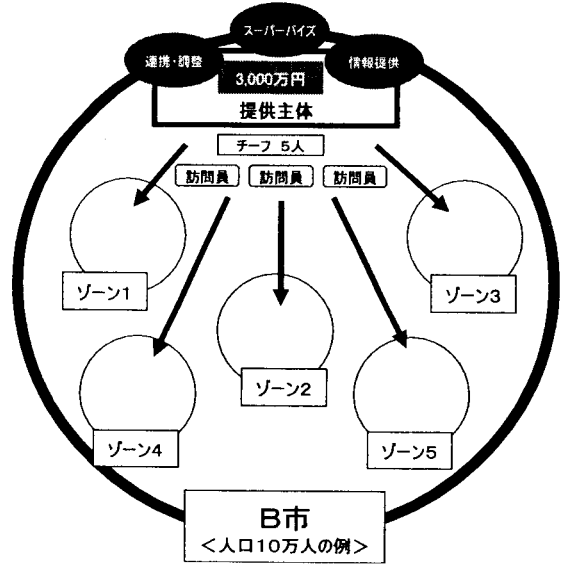
ゾーンと体制のイメージ

実施主体とゾーンごとの運営主体が異なる場合



地域により多様なパターンあり

実施主体が全てのゾーンを担当する場合



地域福祉推進市町村参加意向調査

①	市区町村名	
②	担当部署・担当係名	
③	担当者名	
④	電話番号(内線)	
⑤	直通番号(夜間)	
⑥	担当者メールアドレス	
⑦	人口規模	人 (平成 年 月 日現在)
⑧	世帯数	世帯 (平成 年 月 日現在)
⑨	⑧のうち、65歳以上の者のいる世帯数	世帯
⑩	⑨のうち、単独世帯数	世帯
⑪	高齢化率	% (平成 年 月 日現在)
⑫	地域福祉計画策定状況	ア 策定済み ウ 策定未定 イ 策定予定 → (平成 年度策定予定)
⑬	その他 (ex.地域福祉活動の取り組み等について)	

《記入要領》

○記入部分は黄色で塗りつぶしている部分になります。(ただし、項目⑫は、イ「策定予定」を選んだ場合のみ記入する。)

○様式の書式設定は変更せず、最後まで記入してください。

○項目⑦・⑧・⑪(人口規模・世帯数・高齢化率)については、把握している最新の数字を記入してください。

○項目⑫については、ア～ウのいずれかを○で囲んでください。なお、イの「策定予定」を選んだ場合のみ、策定予定年度を記入してください。

○項目⑬については、例えば地域福祉活動の取り組みについて特に活発な地域の事例や、その地域の特徴など、幅広く自由にご記入ください。

都道府県記入票

【都道府県名】	【担当部署・担当係名】	【担当者名】
【電話番号(内線)】	【直通番号(夜間)】	【担当者メールアドレス】

《記入要領》

管内市町村のうち、別添3「地域福祉推進市町村参加意向調書」の提出があった自治体における地域福祉に関する施策や取組状況等について、都道府県の意見(コメント)を記述願います。

【各管内市町村における意見(コメント)の例について】

- 住民と行政の協働による活動事例
- 企業から資金提供等の協力を得ながら活動している団体の事例
- 住民と行政との間で生活課題や公的サービスの内容等について情報を共有する仕組みが整備されている事例
- 地域の生活課題に対処するための関係者の間にネットワークが形成されており、互いに助け合える状態にある事例
- その他特に地域福祉活動が活発な事例 など

NO	市町村名	都道府県の意見(コメント)
1		
2		
3		
4		
5		

3 日常生活自立支援事業の実施状況（全国社会福祉協議会調べ）

（1）契約状況の推移（対象者別）

対象者		認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他	計	うち 生活保護
平成18年度	契約件数	4,822	1,085	1,282	437	7,626	2,632
	構成比(%)	63.2(%)	14.2(%)	16.8(%)	5.7(%)	100(%)	34.5(%)
平成19年度	契約件数	5,488	1,211	1,386	495	8,580	3,058
	構成比(%)	64.0(%)	14.1(%)	16.2(%)	5.8(%)	100(%)	35.6(%)
平成20年 4月～11月	契約件数	3,910	864	1,070	302	6,146	2,168
	構成比(%)	63.6(%)	14.1(%)	17.4(%)	4.9(%)	100(%)	35.3(%)
平成20年 11月末現在 実利用者数	実利用者数	15,953	5,361	5,385	1,581	28,280	-
	構成比(%)	56.4(%)	19.0(%)	19.0(%)	5.6(%)	100(%)	-

日常生活自立支援事業の都道府県・指定都市別実施状況

①相談援助件数(問い合わせ・相談件数)

事業開始～平成20年11月末

対象者 事項	本事業の利用に関するもの				その他	計
	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	不明・その他		
件数合計	1,652,414	514,049	633,558	171,799	96,084	3,067,904
北海道	11,103	5,239	5,604	1,199	663	23,808
青森県	8,007	3,042	2,893	1,435	64	15,441
岩手県	23,806	12,006	12,820	1,964	118	50,714
宮城県	20,018	17,939	20,826	4,087	1,088	63,958
秋田県	9,400	1,680	2,298	376	147	13,901
山形県	11,023	2,991	2,255	1,092	648	18,009
福島県	9,279	3,249	2,763	1,192	249	16,732
茨城県	9,162	3,193	4,198	343	159	17,055
栃木県	7,538	2,127	1,547	1,272	857	13,341
群馬県	18,550	4,967	6,387	1,005	8,266	39,175
埼玉県	30,197	4,967	11,891	2,783	935	50,773
千葉県	22,790	2,398	4,310	1,777	882	32,157
東京都	346,677	34,199	95,878	28,495	13,168	518,417
神奈川県	84,190	15,058	18,850	10,949	6,285	135,332
新潟県	32,481	11,409	12,767	1,058	514	58,229
富山県	26,108	3,450	7,777	3,456	927	41,718
石川県	15,213	4,544	3,618	363	1,741	25,479
福井県	7,493	2,760	1,330	565	1,633	13,781
山梨県	6,483	5,643	3,718	1,209	288	17,341
長野県	26,605	14,689	16,780	3,573	2,226	63,873
静岡県	10,353	2,597	2,448	2,252	6,050	23,700
岐阜県	8,278	4,885	2,760	735	371	17,029
愛知県	49,375	12,551	16,048	-	-	77,974
三重県	20,760	17,329	10,795	2,260	357	51,501
滋賀県	72,428	57,619	48,697	12,764	1,243	192,751
京都府	72,203	25,403	24,022	13,754	501	135,883
大阪府	66,568	23,190	26,752	4,335	7,791	128,636
兵庫県	16,063	4,805	5,275	1,322	10,948	38,413
奈良県	6,600	2,125	3,519	1,012	78	13,334
和歌山県	43,779	13,942	23,565	3,914	454	85,654
鳥取県	3,916	2,313	1,292	366	136	8,023
島根県	6,845	4,327	7,145	262	358	18,937
岡山県	13,309	3,970	3,921	972	592	22,764
広島県	27,625	15,205	17,649	3,443	1,368	65,290
山口県	6,106	1,324	1,637	1,695	5,828	16,590
徳島県	4,171	2,114	1,444	640	414	8,783
香川県	18,953	11,245	10,032	1,628	305	42,163
愛媛県	7,365	3,755	7,399	1,897	180	20,596
高知県	13,898	6,729	3,556	902	150	25,235
福岡県	16,561	3,291	2,559	1,587	2,886	26,884
佐賀県	4,872	1,118	2,244	1,703	144	10,081
長崎県	13,423	9,660	6,685	859	1,654	32,281
熊本県	9,412	2,722	2,960	2,823	327	18,244
大分県	9,687	2,651	2,096	658	184	15,276
宮崎県	7,679	6,777	5,487	1,731	448	22,122
鹿児島県	7,540	1,428	2,273	855	353	12,449
沖縄県	37,961	22,991	35,788	4,910	678	102,328
札幌市	22,114	5,412	8,839	1,796	2,985	41,146
仙台市	4,188	2,735	5,015	889	487	13,314
さいたま市	3,654	760	721	203	38	5,376
千葉市	8,903	316	530	2,413	-	12,162
川崎市	10,768	1,522	1,622	1,404	70	15,386
横浜市	20,795	2,000	3,274	4,416	30	30,515
新潟市	5,342	3,036	1,383	221	75	10,057
静岡市	3,229	1,193	1,077	1,555	6,107	13,161
浜松市	1,262	206	695	330	161	2,654
名古屋市	20,409	7,925	10,973	1,302	77	40,686
京都市	14,862	6,208	5,462	1,148	4	27,684
大阪市	202,840	49,731	64,123	13,310	-	330,004
堺市	889	773	170	61	27	1,920
神戸市	3,342	483	6,567	4,448	-	14,840
広島市	19,833	9,125	5,212	294	-	34,464
北九州市	2,133	363	437	465	165	3,563
福岡市	5,998	645	900	72	1,202	8,817

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

②契約締結件数(累計)

事業開始～平成20年11月末

事項	内容	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計	
							うち生活保護
件数合計		33,152	7,757	8,075	2,928	52,262	17,695
北海道		339	106	132	-	577	370
青森県		600	100	117	66	883	416
岩手県		627	245	251	50	1,173	444
宮城県		318	165	179	52	714	276
秋田県		309	30	36	5	380	157
山形県		473	103	81	79	736	284
福島県		156	53	29	31	269	78
茨城県		514	78	108	13	713	191
栃木県		714	251	103	23	1,091	377
群馬県		904	147	177	-	1,228	326
埼玉県		845	140	205	46	1,236	550
千葉県		638	55	115	62	870	253
東京都		3,261	228	483	135	4,107	822
神奈川県		1,069	147	174	229	1,969	626
新潟県		659	171	233	-	1,063	277
富山県		237	40	61	26	364	96
石川県		255	43	36	2	336	85
福井県		359	128	54	25	566	150
山梨県		283	137	114	119	653	88
長野県		495	187	171	86	939	199
静岡県		444	126	102	162	834	205
岐阜県		410	102	67	26	605	119
愛知県		1,010	176	182	-	1,368	288
三重県		622	228	219	47	1,116	294
滋賀県		715	376	240	178	1,509	194
京都府		368	74	70	38	550	227
大阪府		1,332	427	474	127	2,360	893
兵庫県		509	120	115	17	761	278
奈良県		166	37	41	25	269	96
和歌山県		593	141	190	26	950	293
鳥取県		439	212	78	25	754	262
島根県		498	258	226	14	996	309
岡山県		535	128	164	29	856	249
広島県		629	192	244	79	1,144	438
山口県		1,056	163	256	92	1,567	494
徳島県		227	82	60	28	397	155
香川県		440	239	195	38	912	257
愛媛県		329	73	160	92	654	241
高知県		315	215	95	14	639	146
福岡県		564	105	60	-	729	214
佐賀県		327	73	108	62	570	132
長崎県		661	156	191	25	1,033	344
熊本県		522	131	110	118	881	261
大分県		609	95	95	43	842	348
宮崎県		466	224	155	108	953	381
鹿児島県		688	68	100	68	924	343
沖縄県		300	123	174	32	629	322
札幌市		209	36	68	27	340	219
仙台市		121	49	122	2	294	148
さいたま市		111	15	16	5	147	84
千葉市		99	6	11	34	150	58
川崎市		443	59	69	58	629	383
横浜市		297	36	43	53	429	127
新潟市		61	19	15	-	95	39
静岡市		109	31	40	52	232	39
浜松市		71	16	41	23	151	45
名古屋市		585	122	121	1	829	335
京都市		342	81	71	18	512	334
大阪市		1,457	233	260	83	2,033	1,196
堺市		18	20	3	-	41	21
神戸市		595	19	24	-	638	331
広島市		235	44	47	-	326	141
北九州市		242	41	44	10	337	128
福岡市		328	32	50	-	410	219

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

※神奈川県の前年10月～平成13年3月分は分類していない為、合計のみ計上。

③現在の実利用人数

平成20年11月末現在

事項	対象者		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
	数	合計					
件数			15,953	5,361	5,385	1,581	28,280
北海道			169	63	87	-	319
青森県			318	54	68	28	468
岩手県			286	173	182	20	661
宮城県			138	110	93	40	381
秋田県			181	21	23	4	229
山形県			225	73	59	49	406
福島県			84	43	22	20	169
茨城県			259	48	73	12	392
栃木県			351	155	72	19	597
群馬県			440	111	123	-	674
埼玉県			371	76	112	22	581
千葉県			251	32	65	38	386
東京都			1,589	158	352	76	2,175
神奈川県			300	79	72	75	526
新潟県			289	112	123	-	524
富山県			109	34	41	13	197
石川県			145	39	27	1	212
福井県			192	75	36	16	319
山梨県			147	96	83	29	355
長野県			255	141	129	51	576
静岡県			137	87	50	95	369
岐阜県			199	79	47	23	348
愛知県			338	119	111	-	568
三重県			310	184	174	39	707
滋賀県			403	292	178	80	953
京都府			158	52	56	21	287
大阪府			691	302	294	-	1,287
兵庫県			214	100	75	13	402
奈良県			86	25	27	13	151
和歌山県			250	63	118	18	449
鳥取県			77	40	22	9	148
島根県			198	179	160	10	547
岡山県			226	89	99	16	430
広島県			235	119	137	42	533
山口県			472	112	167	59	810
徳島県			123	65	51	13	252
香川県			114	87	74	13	288
愛媛県			82	36	107	47	272
高知県			187	179	71	12	449
福岡県			246	61	28	-	335
佐賀県			92	24	49	24	189
長崎県			360	94	127	14	595
熊本県			296	104	83	69	552
大分県			299	57	52	28	436
宮崎県			220	164	111	72	567
鹿児島県			389	45	76	45	555
沖縄県			171	94	124	21	410
札幌市			138	38	37	8	221
仙台市			71	49	100	2	222
さいたま市			61	14	12	2	89
千葉市			45	3	6	18	72
川崎市			229	42	47	43	361
横浜市			188	31	36	46	301
新潟市			54	17	15	-	86
静岡市			112	34	47	51	244
浜松市			41	10	36	15	102
名古屋			326	116	103	-	545
京都市			188	76	62	14	340
大阪市			1,089	224	240	68	1,621
堺市			30	34	8	-	72
神戸市			293	15	19	-	327
広島市			110	37	31	-	178
北九州市			153	46	33	5	237
福岡市			153	30	43	-	226

4. 民生委員・児童委員に関するサイトのリニューアル(案)

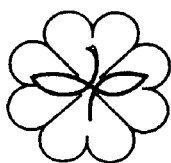
民生委員・児童委員について

- ◆民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の方などの援助活動をはじめ、地域福祉に関する相談に応じ、暮らしを支援する人です。
- ◆民生委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねています。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けています。

民生委員のマーク

現在のマークは昭和35年に公募で選ばれたものです。

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



民生委員・児童委員活動の様子

検討中

民生委員制度の歴史

民生委員制度は、大正6年に岡山県に設置された「済世顧問制度」と、大正7年に大阪府で始まった「方面委員制度」が始まりとされています。

平成19年は済世顧問制度発足から90周年という記念すべき年であり、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、民生委員制度創設90周年記念全国民生委員児童委員大会が開催されました。

民生委員・児童委員に関するQ&A

民生委員・児童委員とはどういう方たちですか？

【本分及び身分】（民生委員法第1条）

民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々です。

【任期・給与】（民生委員法第10条）

民生委員に給与は支給されません。任期は3年で、再任も可能です。

ただし、任期途中で交代があった場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間となります。3年に1度、一斉改選が行われ、前回の一斉改選は平成19年12月1日に行われました。

民生委員・児童委員はどのように選ばれ、何人くらいいるのですか？

【定数】（民生委員法第4条）

定数は、厚生労働大臣の定める基準に従って、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定めます。
平成20年3月31日現在の定数は、232,092人です。
（地区担当：210,645人、主任児童委員：21,447人）

【委嘱の仕組み】（民生委員法第5条）

都道府県知事は、市町村の民生委員推薦会から社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した者として推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。（児童福祉法第16条に基づき、民生委員は、児童委員を兼ねることとされています。また、主任児童委員は、児童委員のうちから、厚生労働大臣が指名します。）

平成20年3月31日現在、227,287人の方が民生委員として委嘱され、活動しています。
（男性：92,255人、女性135,032人）

民生委員・児童委員はどのような活動をしているのですか？

【民生委員・児童委員の職務内容】

- ◆民生委員の職務について民生委員法第14条では次のように規定されています。
 1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
 2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
 3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
 4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
 5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
 6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

- ◆児童委員・主任児童委員の職務について児童福祉法第17条では次のように規定されています。
 - 《児童委員》
 1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
 3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
 4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
 5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
 6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと
 - 《主任児童委員》
 1. 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
 2. 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

民生委員・児童委員の具体的な活動内容

機能	実 例
社会調査	K市の民生委員児童委員協議会では、配食サービスの協力や声かけ、安否確認などの活動をとおして住民の実態やニーズを日常的に把握するよう取り組んでいる。
相談	その中で、民生委員・児童委員のEさんは、ある90歳の方のお宅を訪問した際、家族から、自宅で介護を続けたいが心身ともに疲労しているので何とかしたいと相談があり、ゆっくり話を聞いた。
情報提供	家族の希望にそって、介護保険制度で利用できるホームヘルプサービスやショートステイ等のサービスについて情報提供した。
連絡通報	その後Eさんは、本人と家族の申し出により市の窓口連絡し、サービスを受けるために必要な対応を依頼した。
調整	また、介護保険制度にはない通院の送迎などのニーズに対し、サービスを利用できるよう社会福祉協議会の事業やボランティア活動利用の調整をした。
生活支援	家族が外出する時には、近所やボランティアグループと連携して留守中の見守りを行うなど、自らも支援するとともに、家族だけでは対応しきれない事柄にたいして、解決に取り組んだ。
意見具申	市の民生委員児童委員協議会では、各委員の訪問活動を通じて、在宅で介護している家族への支援の必要性を知り、問題点を取りまとめるとともに、家族がゆっくり休めるようなプログラムを行政、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員児童委員協議会等が協力して実施してはどうかという意見を市に提起した。

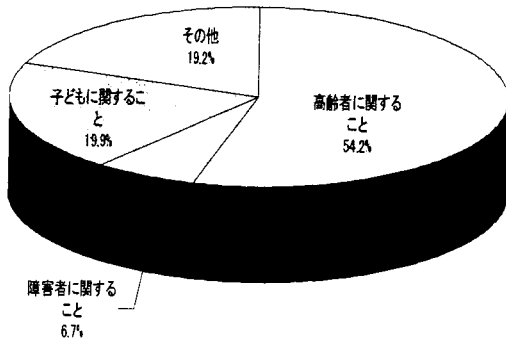
全国民生委員児童委員連合会編「新任民生委員・児童委員の活動推進の手引き」より作成

全国民生委員児童委員連合会ホームページでは民生委員・児童委員のPRビデオをご覧ください。
 (http://www2.shakyo.or.jp/zenninjiren/index.html)

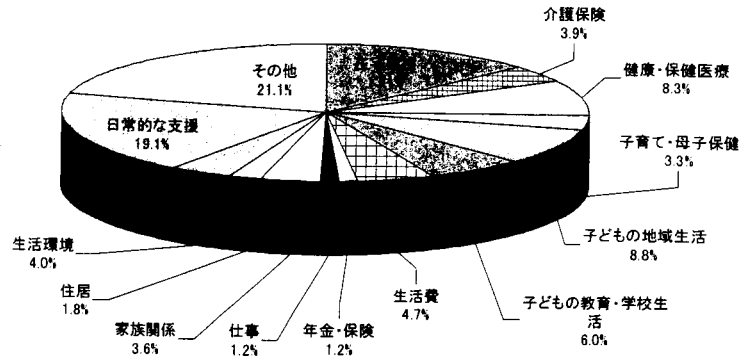
民生委員・児童委員の活動状況

- 年間の総活動件数は約3,160万件。
- 相談支援活動については、760万件を超えており、
 1. 分野別では、「高齢者に関すること」が半数を超え、「子どもに関すること」が2割、「障害者に関すること」が1割弱。
 2. 内容別では、日常的な支援、在宅福祉、健康・保健医療、児童関係など幅広い相談を実施。
- 民生委員・児童委員1人の1月当たりの活動は、相談支援件数が約3件、訪問連絡調整回数が約7件、その他の活動件数が約9件で、1月当たりの平均活動日数は、10.3日。

分野別相談・支援件数（全体）



内容別相談・支援件数（全体）



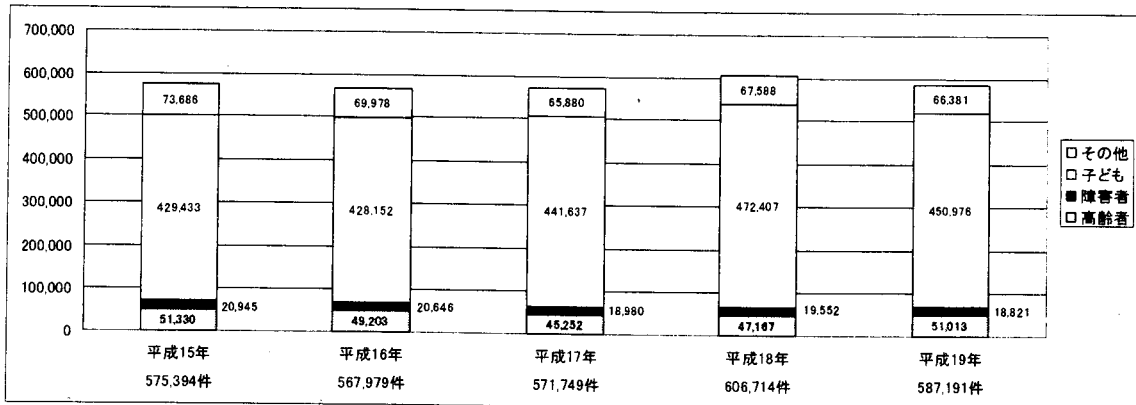
厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告」より作成

高齢者・障害者・児童・母子世帯など要援護者の調査・実態把握、相談支援を行ったり、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っています。

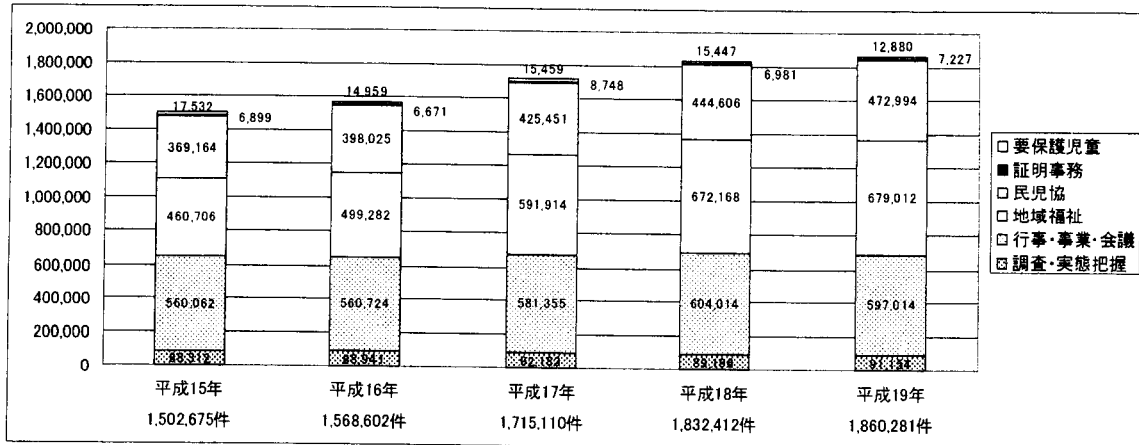
また、最近では、高齢者等への悪質商法被害防止の取り組みや虐待防止の取り組み、災害時に備えた要援護者マップ作りなど、地域の多様な課題にも積極的に取り組んでいます。

主任児童委員の活動状況

主任児童委員の分野別相談・支援件数の推移



主任児童委員の相談・支援以外の活動件数



出典：「社会福祉行政業務報告」

民生委員・児童委員にはどのような義務があるのですか？

【職務遂行上の義務】（民生委員法第15条）

職務遂行に当たっては、個人の人格を尊重し、平等な取扱いを行うという規定があります。

また、民生委員・児童委員は、民生委員法第14条において、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力することとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員には、要援護者の私生活に立入り、その一身上の問題に介入することが多く、要援護者の生活上、精神上、肉体上の秘密に触れることが多いため、守秘義務が課せられています。

民生委員・児童委員への個人情報の提供については、内閣府 (<http://www.cao.go.jp>) ホームページの【内閣府の政策】→【国民生活】→【個人情報の保護】→【個人情報保護法パンフレット】の中の【民生委員・児童委員の活動のための情報提供】をご覧ください。

【地位を利用した政治的活動の禁止】（民生委員法第16条）

職務上の地位を政治的に利用することは禁止されており、これに違反したものは解嘱されます。

【指揮監督権】（民生委員法第17条）

職務に関して、都道府県知事・指定都市長・中核市長の指揮監督を受けます。

また、市町村長も、職務に関して指導を行うことができます。

民生委員・児童委員はどのような組織に属しているのですか？

【民生委員協議会】（民生委員法第20条、24条）

民生委員は、区域ごとに民生委員協議会を組織することになっており、区域は、町村は一区域、市においては数区域に区分され、職務に関する連絡調整、必要な資料及び情報の収集など、職務を遂行するのに必要な事項を処理しています。

参考データ

関係法令

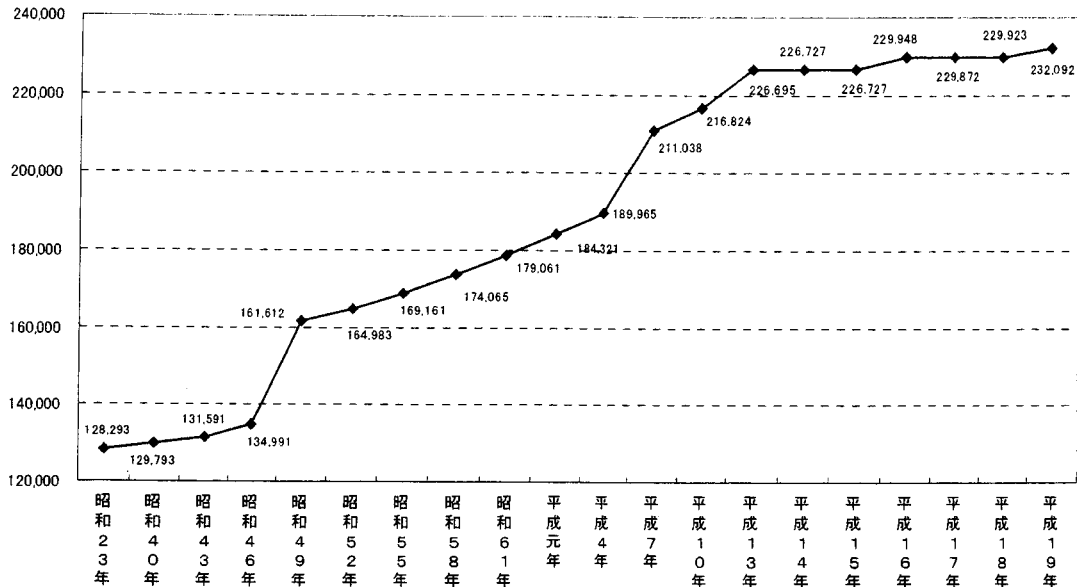
リンク

参考データ

定数推移

平成20年3月31日現在の定数は232,092人です。

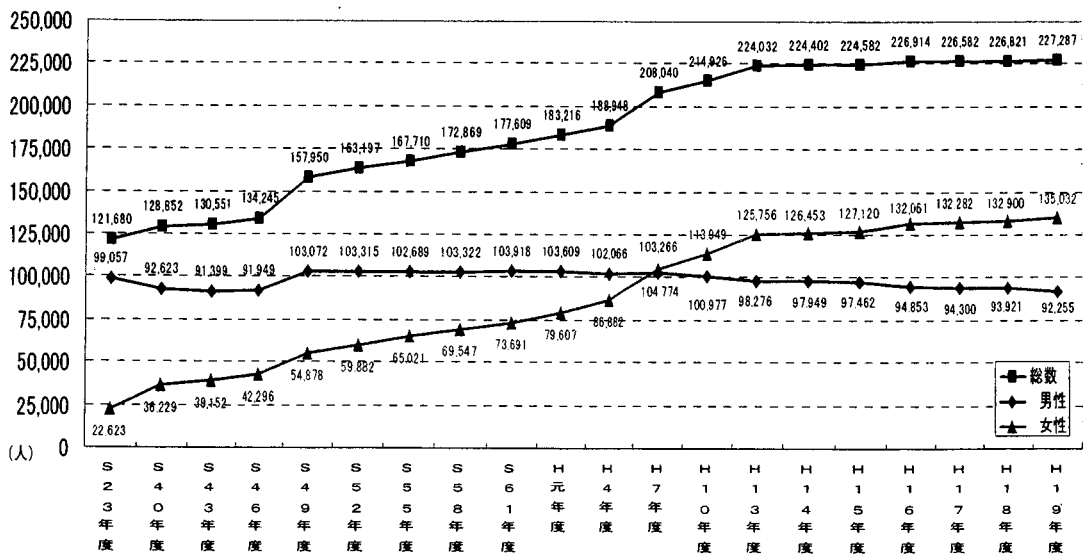
(地区担当：210,645人、主任児童委員：21,447人)



委嘱数推移

平成20年3月31日現在の委嘱総数は227,287人です。

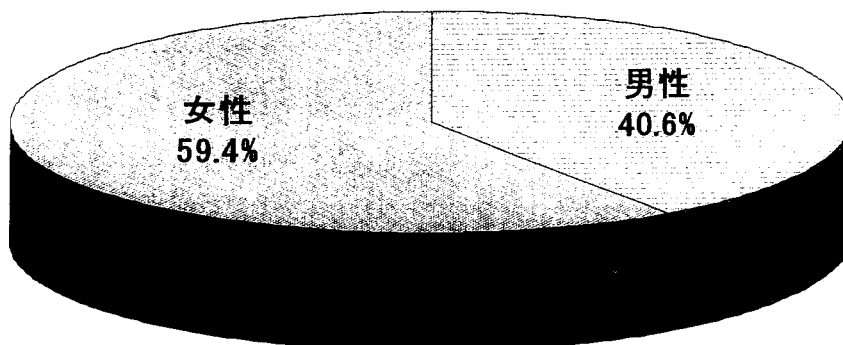
(地区担当：206,316人、主任児童委員：20,971人)



社会福祉行政業務報告より作成（各年度末現在、ただし、昭和23年については、4月1日の一斉改選時の人数）

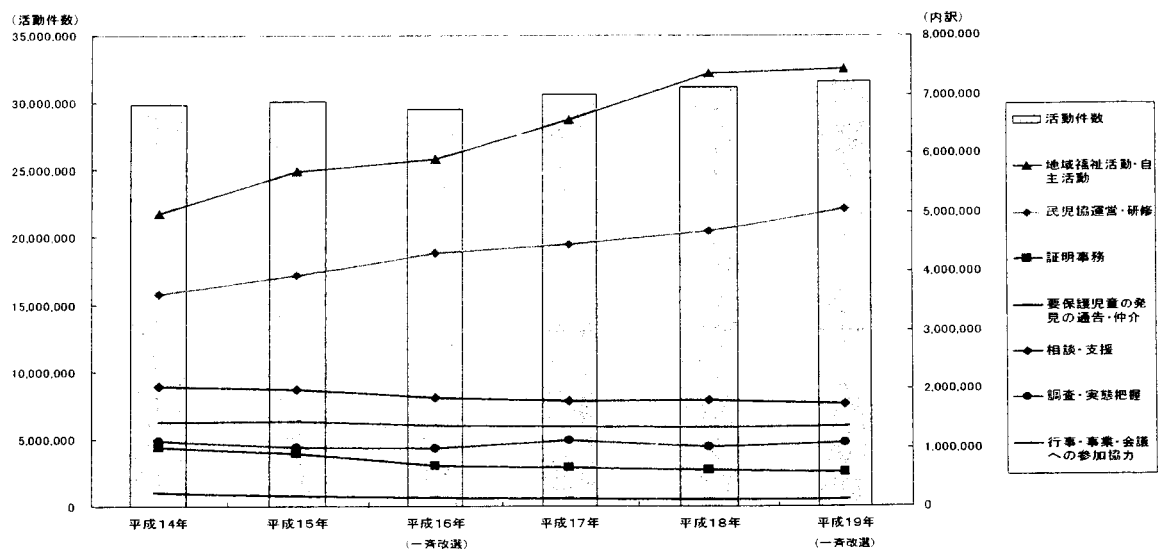
男女比

平成20年3月31日現在の委嘱総数は227, 287人です。
(男性：92, 255人、女性：135, 032人)



厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告」より作成

活動状況推移



厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告」より作成

自治体別定数及び委嘱

- 厚生労働省「平成18年度社会福祉行政業務報告」
http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/370/2006/toukeihyou/0006155/t0136337/HOUG0001_001.html
- 厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告」概要
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/07/kekka6.html>

リンク集

- ・ 全国民生委員児童委員連合会
(<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>)
- ・ これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7.html>)
- ・ これからの地域福祉のあり方に関する研究会第3回民生委員児童委員制度資料
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1109-9d.pdf>)
- ・ 地方自治体の民生委員のページ

関係法令

- ・ 民生委員法 (S23.7.29 法律第 198 号)

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=horei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1495

- ・ 児童福祉法 (S22.12.12 法律第 164 号)

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=horei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1317

- ・ 民生委員法施行令 (S23.8.10 政令第 226 号)

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=horei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1496

5 「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン

平成14年3月27日

全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員活動と証明事務に関する検討小委員会

平成14年5月9日

全国民生委員児童委員連合会

平成14年度第1回全民児連評議員会において確認

1. はじめに

「証明事務」は、民生委員・児童委員の社会的信用と結びついて、行政等への協力活動をすすめるなかで行ってきた活動である。職務として明確に規定されていないものの、住民の福祉の増進を図るために果たしてきた役割は大きい。

しかしながら今日、住民の日常生活を取りまく環境は「自己責任」「自己決定」「契約」を前提としたものへと移行してきている。そのため、民生委員・児童委員が行ってきた「証明」は、社会的に「状況確認の結果」以上の意味合いをもって捉えられ、取扱われるようになってきた。

さらに、ある状況を明らかにするための手段として第三者の証明が求められる場合、その社会的信用から民生委員・児童委員が証明者として指名されることが多い。そして、その内容は福祉の領域を超えるものにまで拡大されてきており、民生委員・児童委員が「証明事務」として行う活動の範囲をより広範なものにしている。

住民が必要に応じてさまざまな福祉支援等を活用しながら自立した生活を送るためには、本人の意欲を促しながら、併せて、いわゆる「証明事務」という手段を用いた支援を行うことも求められる。

しかし以上のような現状を考慮すると、「証明事務」の取扱いについては、今日改めてその確認が必要となっていることから、取扱いについての共通理解を図ることを目的に、ガイドライン(指針)を示すものである。

なお、以下の内容は基本的な考え方であり、個人や世帯の支援のために有効な取扱いが行われるよう、地域の実情に合わせたルールづくり等について、さらに検討がすすめられる必要がある。

2. 取扱いについての基本的な考え方

(1) 「証明事務」に取り組む際の基本的な視点

今後、民生委員・児童委員活動においていわゆる「証明事務」を取扱うにあたっては、以下の基本的視点に立つものとする。

① 住民への支援を目的として行う

「証明事務」は、住民が生活状況の改善や維持を行う際に必要となるものである。これは職務規定上、住民への相談・援助を行う者とされている民生委員・児童委員にとっては、住民への福祉サービスの一環として捉えることのできる活動である。

また、行政等への協力活動を行う者としての職務規定に照らしても、住民への支援を目的として行う活動であると言える。

②「証明」という表現について考慮する必要がある

契約社会の浸透によって、「証明」という言葉のもつ意味は非常に限定的なものとなってきた。民生委員・児童委員が行っている活動は、求められた内容についての確認できる範囲内での状況の結果であるが、「証明」という名称が一人歩きし、唯一の証拠となる決定的な書類だという誤解を生じる可能性が指摘されている。

したがって、現在「証明」と呼ばれている書類や行為は、確認できる範囲内での状況の結果であることから、「調査結果」「所見」「状況(確認)報告」等という呼称を用いることが望ましい。

③ 対応範囲を限定する必要がある

「証明事務」は、確認できる範囲内での状況の結果について言及することを原則とし、下記によってその対応を図る。

《対応するもの》

【前提条件】福祉サービスの利用等を目的とするもの

いわゆる「証明事務」を行うことで住民の生活状況の改善や維持に対する支援となり、かつ、福祉サービスの利用等を目的とすることが、対応の大前提である。

ア) 法令や通知、国や自治体が定める要綱等に協力を定められているもの

行政協力は民生委員・児童委員の職務である。よって、法律や施行令、通知、条令等に民生委員・児童委員の協力や援助・助言を求められているものについては、その対応を行う。

イ) 「補充性」をもつものとして扱われるもの

公的機関の証明の他にさらにそれを補う確認が必要となるものは、対応する。

《対応しないもの》

ア) 状況確認ができないもの

住民の生活状況の改善や維持に対する支援であり、かつ、福祉サービスの利用等を目的としている場合であっても、本人や対象者と面識がなく(あるいはそれに等しく)、生活状況の確認が困難な場合や、あいまいな場合は対応しない。

イ) 代替手段のあるもの

公的機関の発行する書類で対応できる場合、また、私的機関・団体等自らが事実を調査し証明書類を発行することができる場合は、対応しない。

ウ) 法的証拠として取扱われるもの

民生委員・児童委員は中立公平に住民に接する立場であることから、訴訟のなかで一方の住民側の証拠として提出されるものについては、対応しない。

また、本来裁判所の判断により「証明」されるべきもの(相続放棄証明、養子縁組証明等)は、取扱わない。

※ なお、上記以外の場合で、公共性・中立性の高い機関・団体等が、それぞれの独自規定により民生委員・児童委員の協力を求めている場合で、福祉サービスの利用等を目的としたものについては、必要に応じて対応するものとする。

※ また、上記に関わる判断は、委員個人もしくは民児協において行うものとし、必要に応じて、行政や関係機関・団体等とも調整するものとする。

(2) 取扱い上の留意点

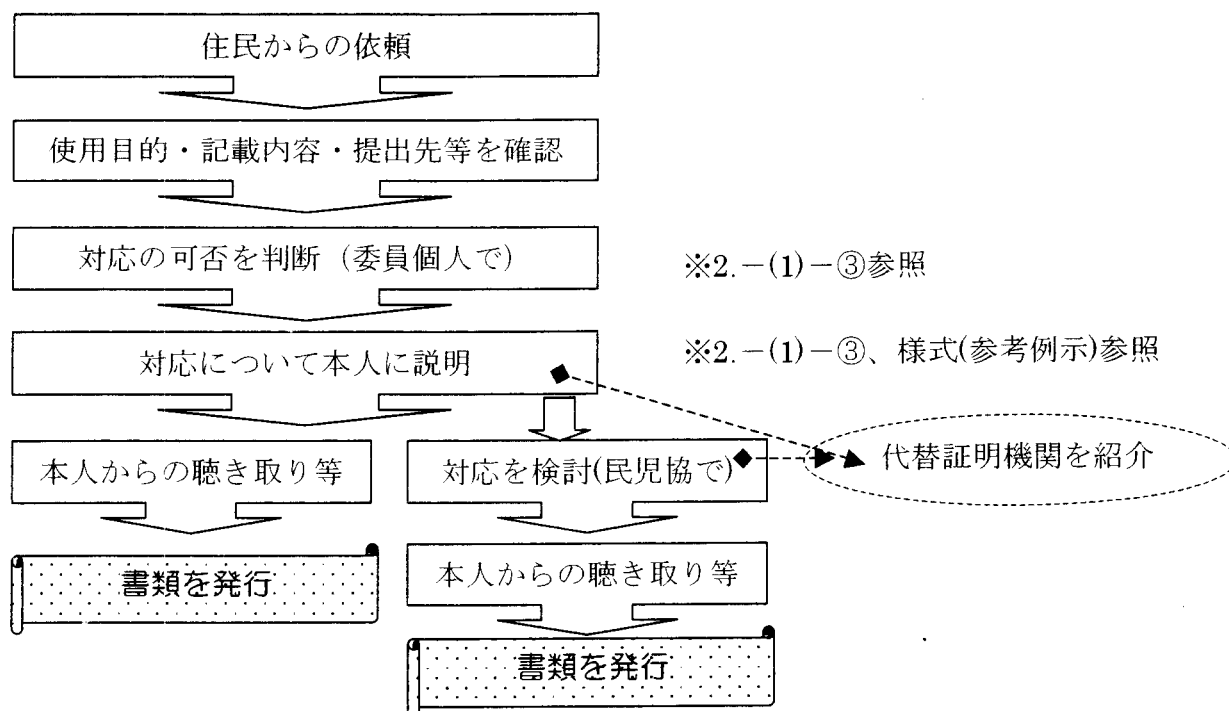
前述の「基本的な視点」をふまえ、さらに下記の点に留意する必要がある。

- 依頼された時点で、依頼事項への対応の可否や、いわゆる「証明（調査、確認など）」の効果の及ぶ範囲を本人に伝え、了解を得る。
- 協力を求められた内容について、本人の申立ての内容をよく聞き、本人が説明・依頼した内容を精査しながら、依頼内容に関する状況の確認をする。
なお、あいまいな状況確認のままに対応しない。また、恣意的判断は厳に慎む。
- 客観的に確認できた状況についてのみ報告する。
- 記載する内容、目的、提出先を明確にしておく。
- 目的外の使用は避けるよう、依頼者に伝える。
- 作成した書類の写し等を手元に残しておく。またその際、保管を確実に行う。
- 対応について個人で判断できない場合は、必ず民児協で協議する。
場合によっては、発行者を組織名とするなどの対応を行う。
- 本人以外の第三者から書類の作成等を依頼された場合は、本人の承諾が必要であることを伝えるとともに、その理由を必ず把握してから対応を判断する。
- 書類の作成や提出に際しては、個人のプライバシーに充分配慮する。
- 作成する書類については、できる限り「調査結果」、「所見」、「状況(確認)報告」等とするほか、その様式は、民児協で協議する。
また、必要に応じて民児協から関係機関・団体等に理解を求める。

(3) その他（決まった様式を持ち込まれた場合の対応）

- 「証明」「証明書」と書かれた規定の様式については、可能な限りそのままの様式には記載せず、民児協で協議・決定した様式を使用するようにする。
- ただし、法令、通知等に定められた「証明(書)」様式については、そのままの様式に記載するか否かについて民児協で協議し、具体的な対応策を取り決めておく。
- なお、上記の対応にあたっては、行政をはじめ関係機関・団体等と民児協とで検討し、そのルールづくりを行う。

3. 書類作成の際の基本的な手順



4. 都道府県・指定都市市民児協および市区町村民児協での対応

主に以下の点については、それぞれの地域で取り組む必要がある。

- (1) 行政、関係機関・団体、また依頼者に対し、民生委員・児童委員が活動上対応できる範囲について説明し、理解を求める。
- (2) 民生委員・児童委員に基本的な取扱いを周知し、それぞれの地域で対応様式を協議する。
- (3) 書類様式を組織で協議・決定する場合、必要に応じて行政をはじめ関係機関・団体との調整を行う。

5. 別添資料

- (1) 「依頼書」「調査書、所見、状況(確認)報告」等の様式(参考例示)
- (2) 対応すべきではない主な証明、行政機関で発行できる主な証明

(参考資料).

5.-(1)「依頼書」「調査書、所見、状況(確認)報告」等の様式(参考例示)

様式1・2を複写式で作成しない場合は、調査書のコピーを手元に残し保管

(様式1 / 民生委員・児童委員控)

依頼書

依頼日 平成 年 月 日

(区市町村名)民生委員・児童委員

_____様

(依頼人)

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____

下記第3項について、調査(状況確認)を依頼します。

記

整理No.	※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記入		
発行日 平成 年 月 日	※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記入		
1 使用目的	※依頼者本人が記入		
2 提出先 機関・団体名称 所在地	電話番号	※依頼者本人が記入	
3 調査(状況確認)依頼内容	※依頼者本人が記入		
4 調査結果(所見、状況確認報告)	※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記入		

※ 枠内は、太枠部分のみ、記入していただきます。

(参考資料)

5.-(1)「依頼書」「調査書、所見、状況(確認)報告」等の様式(参考例示)
様式1・2を複写式で作成しない場合は、調査書のコピーを手元に残し保管

(様式2/本人あて)

調査結果
(所見、状況確認報告)

平成 年 月 日

_____様

(市区町村名)民生委員・児童委員

氏名 _____ 

依頼内容について調査(状況確認)を行った結果は、第4項のとおりです。

記

整理No.	※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記入		
発行日	平成	年	月 日
	※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記入		
1 使用目的	※依頼者本人が記入		
2 提出先	機関・団体名称	電話番号	
	所在地	※依頼者本人が記入	
3 調査(状況確認)依頼内容	※依頼者本人が記入		
4 調査結果(所見、状況確認報告)	<p>□月□日～□日の間に、 依頼内容にそって(訪問・△△に聴き取り)し、 (調査・状況確認)を行った。 その結果、○○○○○○○○○○であることを確認した。</p> <p>※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記入 ※必要に応じて、調査(状況把握)を行った時刻も限定すること</p>		

この調査結果(所見、状況確認報告)は、「1」の使用目的以外には使用できません。

(参考資料)

5.-(2) 対応すべきではない主な証明、行政機関で発行できる主な証明

● 対応すべきではない主な証明

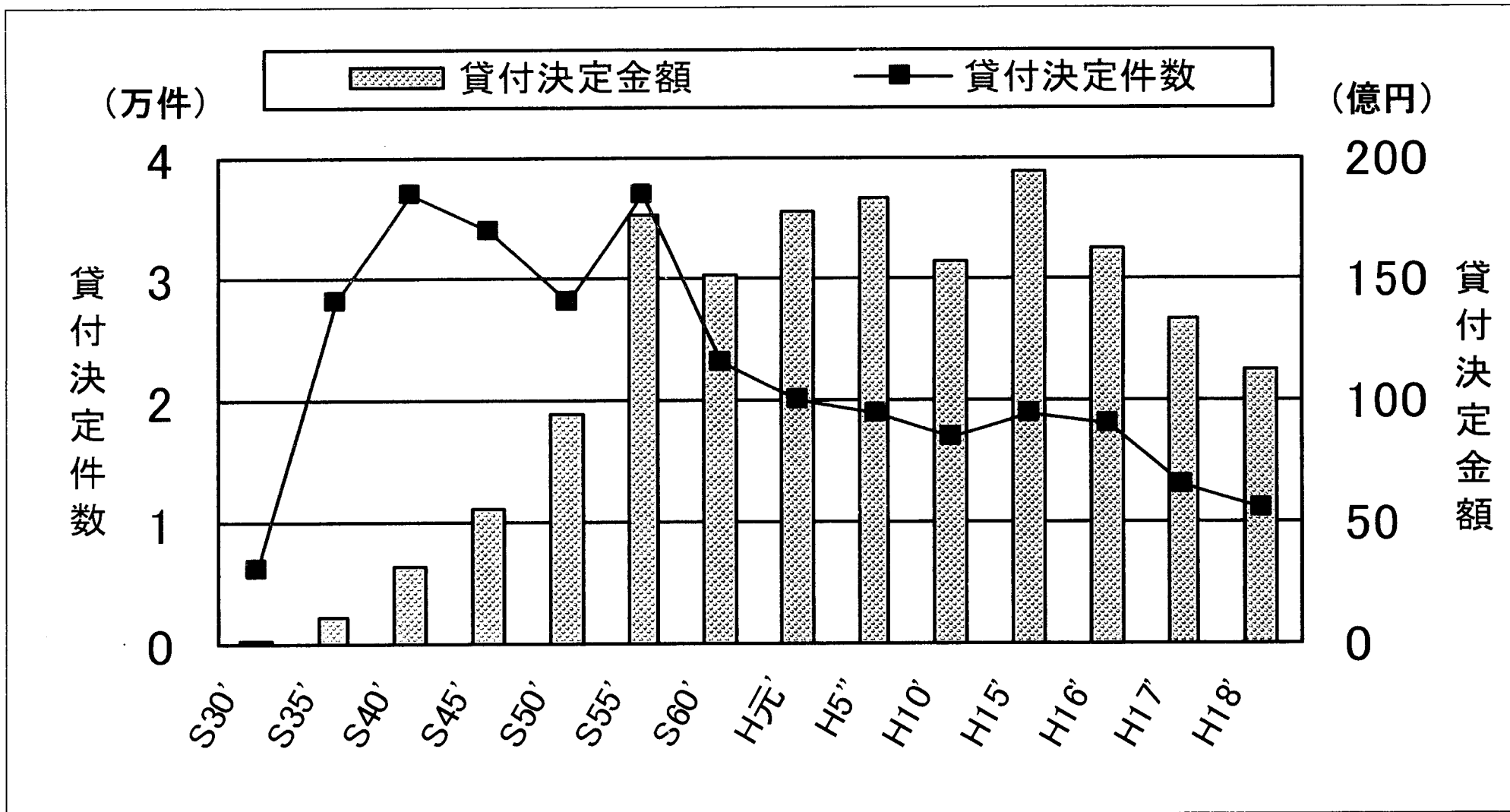
調査、状況確認内容	主な用途	主な提出先
住所地に不在である(居住していない)こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公示送達 ・ 担保物件の権利取得 ・ 土地の貸借関係の解除 ・ 滞納電話料の免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所、消費者金融、ローン・クレジット会社等 ・ 貸金業者 ・ 弁護士 ・ 電話事業者
住所地に居住していること	住宅取得控除申請	税務署
無資力であること	労災の第三者行為災害における加害者の無資力であることの証明	労働基準監督署
収入が減少している(無収入である)こと	減税申告	市区町村行政税務所管課
離職・退職したこと	保険申請・受給	ハローワーク、民間保険会社
交通事故に遭ったこと	保険申請・受給	民間保険会社、共済組合
罹災したこと	〃	〃
仕事を休業していること	〃	〃
事実婚をしていること	慰謝料請求等の訴訟資料	弁護士
このほか、行政や私的機関・団体に証明できる(すべき)内容		

● 行政機関で発行できる主な証明

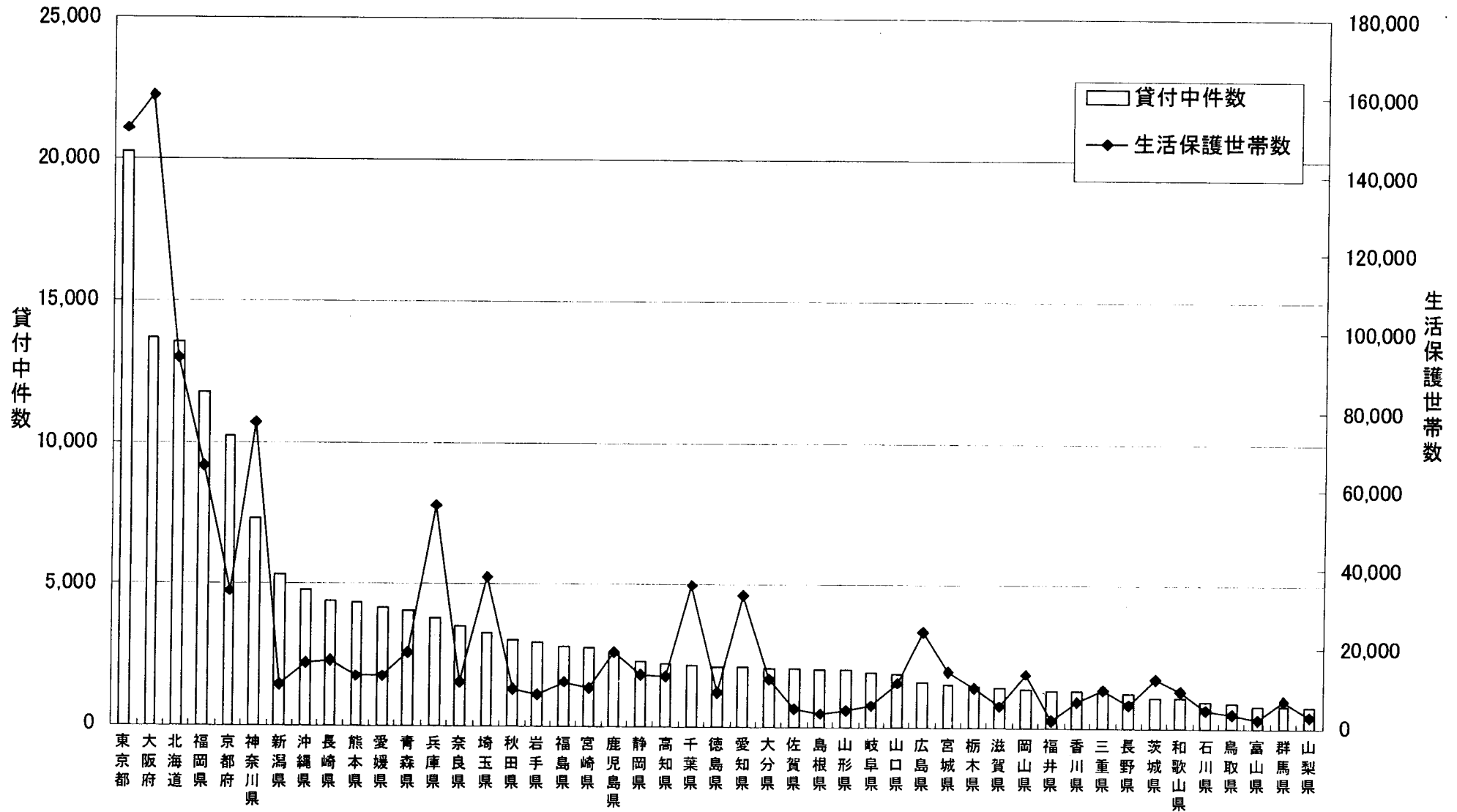
課税証明	町界町名変更証明
非課税証明	住居表示に関する証明
納税証明	国民健康保険税課税(納税)証明
専用住宅証明	国民健康保険被保険者資格(喪失)証明
資産証明	国民年金受給者資格(喪失)証明
戸籍謄本・抄本	介護保険料関する証明
戸籍記載事項証明	市町村道認定証明
身分証明(破産宣告の有無等民事事項に限る)	道路幅員証明
住民票の写し	区市町村営住宅使用証明
住民票記載事項証明	中小企業信用保険法第2条第3項1号～第7号に規定する認定証明
転出証明	農耕地であることの証明
出生証明書	農家証明
印鑑登録(抹消)証明	耕作証明
不在籍・不在住証明(現住証明に限る)	小作料の証明
外国人登録原票記載事項証明	海難証明
埋葬・火葬許可証交付済証明	罹災証明
建築許認可確認証明	火災証明

6- (1) 生活福祉資金の貸付実績等

生活福祉資金貸付決定状況の推移



都道府県別 貸付中件数及び生活保護世帯数の関係(平成19年度末)



6-(2) 生活福祉資金の貸付決定件数等

(単位:千円)

	更生資金	身体障害者 更生資金	生活資金	福祉資金	住宅資金	修学資金	療養・介護等 資金	緊急小口 資金	災害援護 資金	離職者 支援資金	長期生活 支援資金	要保護世帯向け 長期生活支援資金	計
	(5,601)												(5,601)
昭和30年度	187,095	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	187,095
	(17,119)		(2,096)				(9,086)						(28,301)
35	796,191	--	58,276	--	--	--	269,176	--	--	--	--	--	1,123,643
	(12,175)	(3,400)	(131)		(6,376)	(4,103)	(5,693)		(4,750)				(36,628)
40	1,334,532	413,519	3,066	--	562,653	165,365	304,790	--	435,032	--	--	--	3,218,957
	(8,343)	(4,598)	(207)		(9,419)	(4,088)	(4,459)		(2,792)				(33,908)
45	1,779,946	1,123,975	15,694	--	1,704,677	171,191	448,083	--	395,929	--	--	--	5,639,495
	(5,487)	(4,511)	(357)	(2,401)	(7,989)	(5,339)	(1,733)		(634)				(28,451)
50	2,498,992	2,209,797	58,474	161,557	3,608,689	605,972	220,293	--	155,839	--	--	--	9,519,613
	(6,667)	(4,648)	(639)	(7,314)	(7,104)	(8,751)	(1,025)		(702)				(36,850)
55	4,757,878	3,609,227	241,546	1,283,117	4,546,645	2,874,506	160,608	--	271,998	--	--	--	17,745,525
	(4,008)	(2,623)	(585)	(369)	(3,766)	(10,089)	(1,184)		(371)				(22,995)
60	3,923,729	3,249,927	196,753	51,129	3,053,718	4,127,612	247,894	--	213,878	--	--	--	15,064,638
	(3,797)	(2,475)	(739)	(368)	(3,730)	(10,628)	(1,248)		(2,539)				(25,524)
61	3,884,160	3,323,474	298,028	54,818	3,388,460	4,472,878	288,101	--	369,501	--	--	--	16,079,420
	(2,976)	(2,155)	(634)	(374)	(3,054)	(10,771)	(1,072)		(606)				(21,642)
62	3,091,751	3,048,146	236,039	64,887	3,007,247	4,840,970	260,801	--	511,103	--	--	--	15,060,924
	(2,321)	(1,964)	(558)	(421)	(2,523)	(9,925)	(837)		(184)				(18,733)
63	2,348,155	2,826,599	214,077	83,653	2,604,416	4,920,193	189,999	--	158,603	--	--	--	13,355,695
	(1,842)	(2,453)	(547)		(2,394)	(8,873)	(752)		(188)				(19,938)
平成元	2,078,514	3,929,044	243,390	3,738,949	2,738,109	4,665,064	191,364	--	161,247	--	--	--	17,763,681
	(1,576)	(2,417)	(481)	(3,762)	(2,680)	(6,349)	(607)		(281)				(20,153)
2	1,920,100	3,980,508	220,294	4,870,932	3,335,921	4,786,802	161,189	--	258,269	--	--	--	19,534,015
	(1,454)	(2,208)	(442)	(2,955)	(2,853)	(8,418)	(527)		(1,101)				(19,958)
3	1,755,958	3,628,347	195,863	3,334,501	3,664,388	5,285,840	146,820	--	952,153	--	--	--	18,963,870
	(1,252)	(1,614)	(469)	(2,304)	(2,340)	(8,537)	(535)		(130)				(17,181)
4	1,515,836	2,670,315	221,556	2,449,434	3,202,870	5,807,372	146,897	--	154,062	--	--	--	16,188,342
	(1,393)	(1,524)	(537)	(2,441)	(2,313)	(9,693)	(524)		(427)				(18,852)
5	1,734,729	2,657,133	279,027	2,595,635	3,304,969	7,082,797	145,142	--	547,895	--	--	--	18,347,327
	(1,324)	(1,187)	(490)	(2,278)	(1,886)	(10,353)	(450)		(221)				(18,189)
6	1,821,672	2,129,437	235,528	2,441,254	2,764,055	7,785,482	128,715	--	281,781	--	--	--	17,387,904
	(1,149)	(1,040)	(420)	(2,063)	(1,664)	(10,515)	(419)		(105)				(17,375)
7	1,480,572	1,897,686	217,351	2,187,638	2,598,738	8,437,826	121,681	--	130,033	--	--	--	17,071,525
	(1,025)	(885)	(471)	(2,126)	(1,478)	(11,074)	(523)		(57)				(17,639)
8	1,176,232	1,639,076	217,878	2,294,926	2,317,547	9,136,683	144,630	--	71,517	--	--	--	16,998,489
	(938)	(744)	(458)	(1,123)	(1,783)	(11,152)	(529)		(100)				(16,827)
9	1,254,489	1,429,645	233,389	1,853,718	1,739,458	9,409,708	146,920	--	121,404	--	--	--	16,188,729
	(892)	(604)	(475)	(1,917)	(999)	(11,377)	(556)		(72)				(16,892)
10	1,213,532	1,117,152	242,898	1,836,333	1,498,684	9,609,419	152,805	--	75,869	--	--	--	15,746,692
	(859)	(450)	(435)	(1,695)	(731)	(9,217)	(493)		(137)				(14,017)
11	1,183,861	797,802	210,346	1,594,191	1,068,703	7,654,622	136,734	--	143,627	--	--	--	12,789,886
	(656)	(357)	(2,140)	(1,772)	(580)	(7,802)	(538)		(48)				(13,693)
12	810,658	612,150	527,430	1,546,506	857,087	6,091,731	146,427	--	51,246	--	--	--	10,643,235
	(563)	(293)	(308)	(1,448)	(477)	(7,921)	(431)		(82)				(11,523)
13	580,154	497,376	149,003	1,253,316	721,421	6,182,824	120,024	--	96,832	--	--	--	9,600,950
	(585)	(246)	(402)	(1,524)	(412)	(9,090)	(691)		(37)		(4,582)	(0)	(17,598)
14	583,419	413,681	197,365	1,246,518	531,153	7,258,703	168,966	1,420	35,920	5,517,269	0	--	15,954,414
	(547)	(199)	(12)	(1,453)	(384)	(8,758)	(963)	(2,008)	(50)	(4,738)	(136)		(19,128)
15	574,783	310,274	6,820	1,098,636	512,525	6,771,766	507,984	97,456	50,631	7,032,259	2,585,555	--	19,548,489
	(524)	--	--	(1,382)	(296)	(7,641)	(639)	(199)	(4,520)	(2,636)	(139)		(17,955)
16	703,108	--	--	1,029,262	406,685	6,499,805	448,542	396,015	201,784	4,032,866	2,432,983	--	16,151,050
	(461)	--	--	(1,197)	(232)	(7,163)	(581)	(1,543)	(59)	(1,303)	(142)		(12,681)
17	597,813	--	--	855,855	364,076	6,431,171	405,859	75,125	65,503	1,826,216	2,819,583	--	13,441,201
	(355)	--	--	(1,044)	(185)	(6,664)	(484)	(1,174)	(36)	(969)	(123)		(11,034)
18	456,727	--	--	737,727	293,956	5,818,920	331,129	55,428	38,407	1,393,804	2,136,907	--	11,263,005
	(319)	--	--	(1,033)	--	(6,732)	(408)	(1,514)	(39)	(870)	(141)	(135)	(11,191)
19	376,613	--	--	884,994	--	5,446,715	279,812	99,193	46,871	1,247,176	2,455,193	1,007,589	11,844,156

(注) 1.()内は、件数を示す。
 2.生活資金には、昭和35年度まで家賃補償費が含まれている。
 3.昭和46年度までの生活資金の出産費、葬祭費及び住宅資金の転宅費は昭和47年度以降福祉資金として貸付けられている。
 4.離職者支援資金の平成14年度分には、一部平成13年度分を含む。

6 - (3) 平成19年度 生活福祉資金 貸付決定件数及び金額

(単位：件)

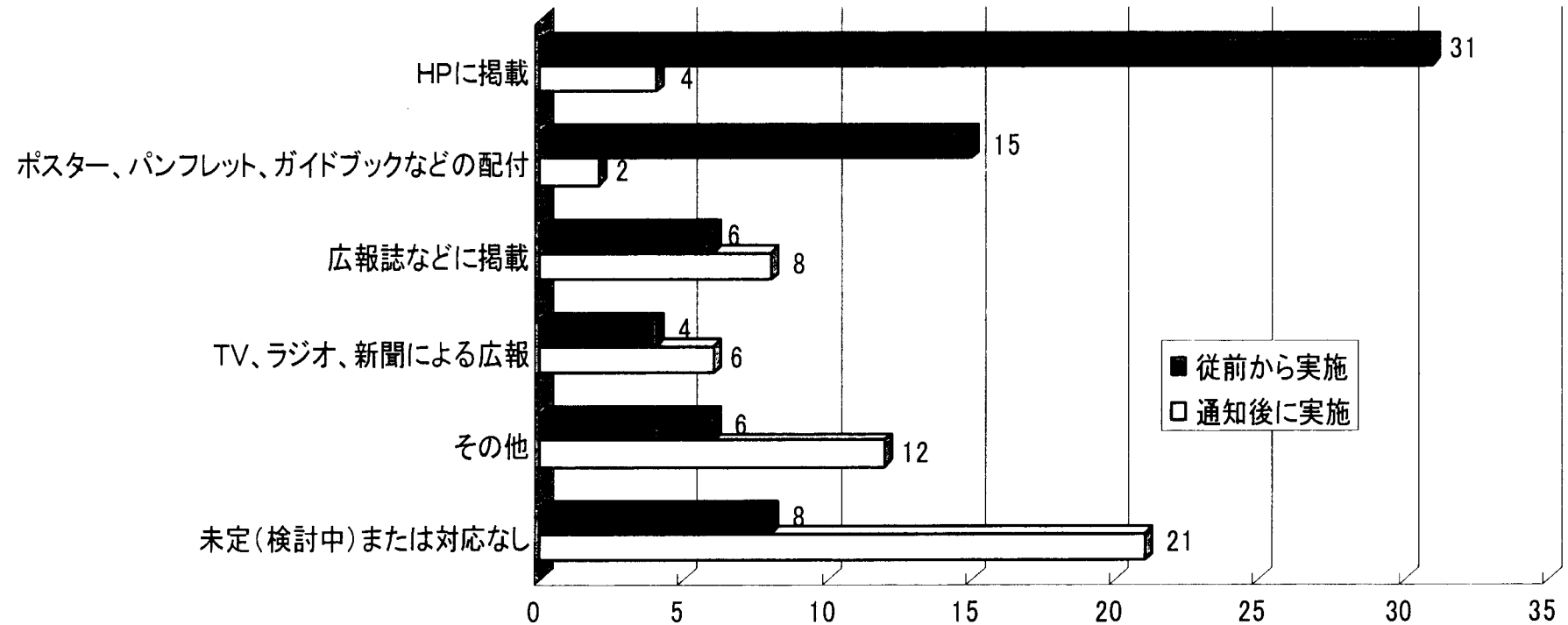
(単位：千円)

NO.	都道府県	貸付決定件数	貸付決定金額
1	北海道	885	766,638
2	青森県	167	199,535
3	岩手県	333	328,616
4	宮城県	53	44,244
5	秋田県	230	315,918
6	山形県	169	169,688
7	福島県	292	140,418
8	茨城県	159	101,059
9	栃木県	78	106,619
10	群馬県	56	65,456
11	埼玉県	84	124,816
12	千葉県	326	390,590
13	東京都	1,417	1,981,061
14	神奈川県	331	511,654
15	新潟県	293	182,249
16	富山県	77	73,320
17	石川県	86	54,526
18	福井県	42	46,376
19	山梨県	10	40,341
20	長野県	173	141,401
21	岐阜県	114	80,111
22	静岡県	203	141,304
23	愛知県	178	272,914
24	三重県	56	138,026
25	滋賀県	104	148,877
26	京都府	748	356,299
27	大阪府	1,743	2,118,304
28	兵庫県	325	347,667
29	奈良県	417	257,777
30	和歌山県	18	13,650
31	鳥取県	18	17,635
32	島根県	114	87,648
33	岡山県	50	104,815
34	広島県	92	64,436
35	山口県	67	98,842
36	徳島県	91	109,439
37	香川県	34	53,211
38	愛媛県	123	101,344
39	高知県	71	124,213
40	福岡県	401	558,061
41	佐賀県	5	6,413
42	長崎県	374	318,149
43	熊本県	127	117,941
44	大分県	93	113,172
45	宮崎県	77	78,191
46	鹿児島県	91	74,459
47	沖縄県	196	156,733
合計		11,191	11,844,156

6-4) 生活福祉資金の広報の取組状況について

都道府県における広報の取組状況

(複数回答可)



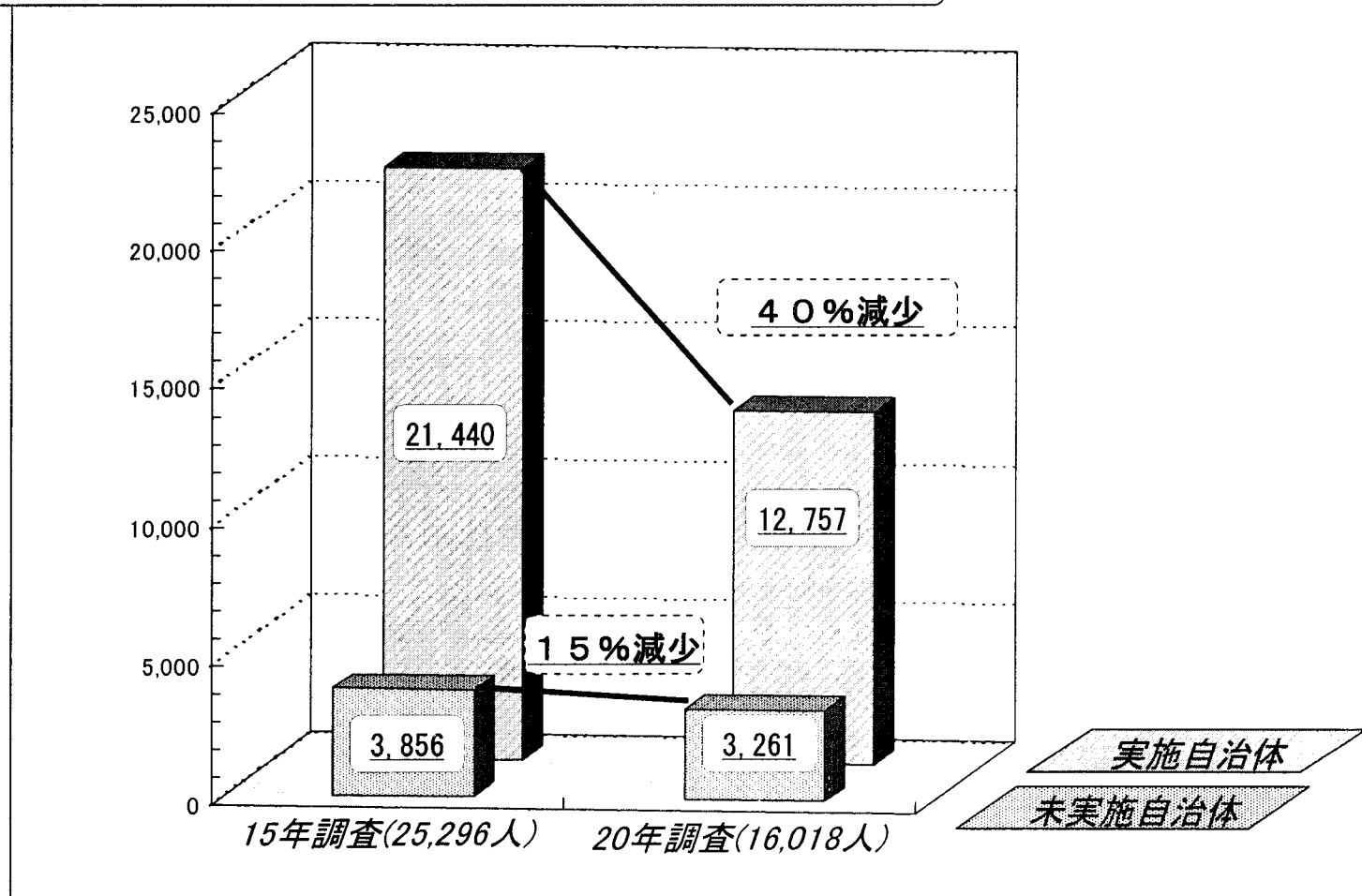
7 都道府県別のホームレス数

都道府県名	20年調査				19年 調査	15年 調査	20-19 増△減	20-15 増△減
	男	女	不明	計				
北海道	129	9	7	145	161	142	△ 16	3
青森県	2	0	0	2	7	16	△ 5	△ 14
岩手県	19	2	2	23	32	18	△ 9	5
宮城県	99	9	2	110	144	222	△ 34	△ 112
秋田県	10	0	0	10	8	13	2	△ 3
山形県	6	1	0	7	11	24	△ 4	△ 17
福島県	24	3	0	27	15	43	12	△ 16
茨城県	73	12	1	86	78	130	8	△ 44
栃木県	78	3	0	81	79	134	2	△ 53
群馬県	94	3	0	97	96	87	1	10
埼玉県	558	18	21	597	781	829	△ 184	△ 232
千葉県	473	29	22	524	594	668	△ 70	△ 144
東京都	3,716	80	0	3,796	4,690	6,361	△ 894	△ 2,565
神奈川県	1,645	39	36	1,720	2,020	1,928	△ 300	△ 208
新潟県	37	1	0	38	51	74	△ 13	△ 36
富山県	22	1	0	23	29	24	△ 6	△ 1
石川県	21	0	0	21	18	22	3	△ 1
福井県	30	2	0	32	41	24	△ 9	8
山梨県	35	0	6	41	42	51	△ 1	△ 10
長野県	11	2	0	13	29	37	△ 16	△ 24
岐阜県	58	6	3	67	59	86	8	△ 19
静岡県	272	9	34	315	370	465	△ 55	△ 150
愛知県	670	33	148	851	1,023	2,121	△ 172	△ 1,270
三重県	60	5	3	68	61	46	7	22
滋賀県	20	0	0	20	32	57	△ 12	△ 37
京都府	338	14	49	401	407	660	△ 6	△ 259
大阪府	3,957	114	262	4,333	4,911	7,757	△ 578	△ 3,424
兵庫県	522	11	42	575	627	947	△ 52	△ 372
奈良県	17	2	0	19	22	14	△ 3	5
和歌山県	60	5	9	74	70	90	4	△ 16
鳥取県	2	0	1	3	6	13	△ 3	△ 10
島根県	4	0	0	4	7	4	△ 3	0
岡山県	60	4	3	67	85	65	△ 18	2
広島県	135	3	0	138	153	231	△ 15	△ 93
山口県	19	2	0	21	23	33	△ 2	△ 12
徳島県	13	0	0	13	33	14	△ 20	△ 1
香川県	17	5	2	24	34	46	△ 10	△ 22
愛媛県	37	3	0	40	25	85	15	△ 45
高知県	20	4	0	24	23	23	1	1
福岡県	921	76	85	1,082	1,177	1,187	△ 95	△ 105
佐賀県	36	7	0	43	41	41	2	2
長崎県	10	1	0	11	30	41	△ 19	△ 30
熊本県	86	4	21	111	110	124	1	△ 13
大分県	35	0	0	35	45	39	△ 10	△ 4
宮崎県	19	2	6	27	35	22	△ 8	5
鹿児島県	50	2	7	59	62	80	△ 3	△ 21
沖縄県	187	5	8	200	167	158	33	42
合計	14,707	531	780	16,018	18,564	25,296	△ 2,546	△ 9,278

8 ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移

- ▷ ホームレス施策を実施している自治体におけるホームレス数 → 40%減少
- ▷ ホームレス施策を実施していない自治体におけるホームレス数 → 15%減少

ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移(H15.1→H20.1)



9 生協法施行規則等の一部改正について

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（案）」 についての意見募集

平成 2 1 年 2 月 1 6 日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

今般、消費生活協同組合法施行規則の改正を検討しており、改正に先立って、省令案について広く御意見・御提案を募集します。

つきましては、本案に関して御意見・御提案のある場合には、下記により御提出ください。

記

意見募集対象

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（案）

意見提出要領

1. 意見募集期限

平成 2 1 年 3 月 1 7 日（火） 1 7 時 ※郵送の場合は同日必着

2. 意見の提出方法

(1) インターネットの場合（ここをクリックしてください）

* 入力フォームの「※件名」欄に「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（案）への意見」と入力してください。

(2) ファクシミリの場合

別紙の意見提出様式に則して、日本語で記載の上、御意見を提出して下さい。

FAX 番号：03-3592-1459

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

(3) 郵送の場合

別紙の意見提出様式に則して、日本語で記載の上、御意見を提出して下さい。

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

なお、電話での受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

3. 意見の提出上の注意

氏名（法人の場合は、法人名）・住所等の連絡先（電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス）の記入をお願いします。（御意見を十分把握するため連絡をとらせていただくこともあります。）

記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせて頂くことがありますので、ご注意ください。

4. 意見の公開等について

皆様からいただいた御意見は、氏名（法人名）・住所等の連絡先を除き全て公開させて頂く可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 宛

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（案）」への意見

※ 氏名（法人名）	（法人の場合は、法人名、部署名及び担当者名）
※ 住所（所在地）	
※ メールアドレス	
電話番号	
FAX番号	
性別	
年齢	
職業	
<p>[御意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください） ・ 意見内容 ・ 理由 	

※を付した欄については、必ず御記入ください。

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の契機

- (1) 第 1 6 9 回通常国会において、改正保険法が成立した。保険法改正への保険業法上の対応を議論する金融審議会において、当局（金融庁）においては、①15歳未満の未成年者を被保険者とする死亡保険契約、②被保険者が契約者と異なる被保険者の同意を取得していない死亡保険契約を保険会社が引き受けるにあたり、所要の体制を整備するよう保険業法施行規則を改正し、義務付けることとされた。モラルリスク対策の観点からは、保険のみならず共済についても同様の体制を整備する必要があることから、消費生活協同組合が実施する共済についても、上記と同様の体制を整備することが必要となった。
- (2) 消費生活協同組合法第12条の2第3項及び第94条第7項では、組合などの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないとされており、当該証明書の様式を定めることが必要となった。

2. 改正内容

- (1) 次の共済（不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。）を消費生活協同組合等が引き受けるに当たっては、共済の不正な利用の防止を図るための共済金の限度額その他引受けに関する内部規則等を定めるとともに、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを規定する。
 - ① 15歳未満の者を被共済者とする死亡共済
 - ② 被共済者本人の同意を取得していない死亡共済

（注）「死亡共済」とは、人の死亡に関し一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を収受する共済をいう。
- (2) 組合などの検査をする職員の証明書の様式を定める。

3. 施行日

平成 2 1 年 4 月 1 日

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）（平成二十一年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（貸付事業の運営に関する措置）</p> <p>第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>（略）</p> <p>五十四 事業所等ごとに、組合員の見やすい場所に、別紙様式第一に定める標識を明示するための措置</p> <p>（共済事業を行う組合の内部規則等）</p> <p>第七十四条（略）</p> <p>2 共済事業を行う組合が、人の死亡に関し、一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を收受する共済であつて、被共済者が十五歳未満であるもの又は被共済者本人の同意がないもの（いづれも不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。以下この項において「死亡共済」という。）の引受けを行う場合には、前項の内部規則等に、死亡共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するための共済金の限度額その他引受けに関する定めを設けなければならない。</p> <p>（職員の身分を示す証票及び証明書）</p> <p>第二百五十八条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三</p>	<p>（貸付事業の運営に関する措置）</p> <p>第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>（略）</p> <p>五十四 事業所等ごとに、組合員の見やすい場所に、別紙様式に定める標識を明示するための措置</p> <p>（共済事業を行う組合の内部規則等）</p> <p>第七十四条（略）</p> <p>（新規）</p>

百十一条第一項の証券及び法第九十四条第七項の証明書の様式は、別紙様式第二のとおりとする。

別表第一（第五十一条第一項第二十三号イ関係）

（略）

Rは、第五十一条第一項第二十三号イに規定する貸付けの利率

別紙様式第一（第五十一条第一項第五十四号関係）

（略）

別表第一（第五十一条第一項第二十三号イ関係）

（略）

Rは、第二条の二の二第二十三号イに規定する貸付けの利率

別紙様式（第五十一条第一項第五十四号関係）

（略）

第 号 検 査 職 員 証

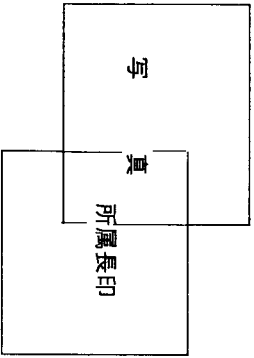
下記の者は、消費生活協同組合法第12条の2第3項において準用する保険業法第305条及び消費生活協同組合法第94条第1項から第5項までの規定による検査をする職員であることを証明する。

記

所 属
官職又は職名

氏 名

生年月日 年 月 日



年 月 日交付
(1年有効)

○消費生活協同組合法 (昭和23年法律第200号) (抄)

(共済契約)

- 第12の2 (第1項及び第2項略)
- 3 保険業法 (中略) 同法第305条 (中略)の規定は共済代理店について、(中略) 同法第311条の規定はこの項において準用する同法第305条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において(中略) 同法第305条 (中略) 中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と(中略) 読み替えるものとする (以下略)

(行政庁による検査)

- 第94条 組合員が、総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
- 2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守るために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき、いつても、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつても、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

※ 用紙の大きさは、日本工業規格B列7番とすること。

(裏面)

- 4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。
- 5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 6 前条第3項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の検査について準用する。
- 7 第1項から第5項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 8 第1項から第5項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○保険業法（平成7年法律第105号）（抄）

（立入検査等）

第305条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所へ立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（検査職員の証票の携帯及び提示等）

第311条（略）第305条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する各規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正」についての意見募集

平成 2 1 年 2 月 1 8 日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

今般、消費生活協同組合法施行規則（昭和 2 3 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号。以下「生協法施行規則」という。）の一部改正を予定しており、これに伴い、生協法施行規則の内容を具体化・明確化するため、「共済事業向けの総合的な監督指針」について、所要の改正を検討しており、改正に先立って、監督指針の一部改正案について、広く御意見・御提案を募集します。

つきましては、本案に関して御意見・御提案のある場合には、下記により提出して下さい。

記

意見募集対象

「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」

意見提出要領

1. 意見募集期限

平成 2 1 年 3 月 1 9 日（木） 1 7 時 ※郵送の場合は同日必着

2. 意見の提出方法

（1）ファクシミリの場合

別紙の意見提出様式に則して、日本語で記載の上、御意見を提出して下さい。

FAX 番号：03-3592-1459

厚生労働省社会・援護局地域福祉課宛

（2）郵送の場合

別紙の意見提出様式に則して、日本語で記載の上、御意見を提出して下さい。

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局地域福祉課宛

(3) インターネットの場合（ここをクリックしてください）

* 入力フォームの「※件名」欄に「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正(案)への意見」と入力してください。

なお、電話での受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

3. 意見の提出上の注意

氏名（法人の場合は、法人名）・住所等の連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）は必ず明記して下さい。（御意見を十分把握するため連絡をとらせていただくこともありますので、漏れなくご記入ください。）

記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきますので、ご注意ください。

4. 意見の公開等について

皆様からいただいた御意見は、氏名（法人名）・住所等の連絡先を除き全て公開させて頂く可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 宛

「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正」への意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
<p>[御意見]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください) ・ 意見内容 ・ 理由	

共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）について（概要）

1. 改正の趣旨

消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。）の一部改正を予定しており、これに伴い、生協法施行規則の内容を具体化・明確化するため、所要の改正を行うもの。

2. 主な改正点

共済事業を実施する組合が内部規則等を定めるに当たって、死亡共済のうち、被共済者が15歳未満であるもの又は被共済者本人の同意がないものの引受けを行う場合の留意点等について定める。（共済事業向けの総合的な監督指針Ⅱ－3－6－1－2）

3. 実施時期

平成21年4月1日より適用する。

共済事業向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－６ 利用者の保護等 Ⅱ－３－６－１ 利用者に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－３－６－１－２ 共済事業の運営に関する措置等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 規則第174条第1項及び第2項に規定する措置に関し、人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（年金共済及び生存共済を除く。）及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（損害をてん補することを約した共済を除く。）の契約について、</p> <p>① 共済契約の引受基準が内部規則等に定められ、組合が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約（以下「他の保険契約」という。）を含む共済金額等が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。</p> <p>② 共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と共済金額等（組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）との比較などにより、共済金額の妥当性（過分でないこと）を判断・確認する方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</p>	<p>Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－６ 利用者の保護等 Ⅱ－３－６－１ 利用者に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－３－６－１－２ 共済事業の運営に関する措置等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 規則第174条に規定する措置に関し、人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（年金共済及び生存共済を除く。）及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（損害をてん補することを約した共済を除く。）の契約について、</p> <p>① 共済契約の引受基準が内部規則等に定められ、組合が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約（以下「他の保険契約」という。）を含む共済金額等が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。</p> <p>② 共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と共済金額等（組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）との比較などにより、共済金額の妥当性（過分でないこと）を判断・確認する方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</p>

(注) 内部規則等を定めるに当たって、次の点に留意しているか。

ア 組合の定める一定金額（以下「共済金の限度額」という。）を超える共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。

また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

イ 死亡共済（規則第174条第2項に規定する死亡共済をいう。）の引受けについて

（ア）共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、死亡共済に係る共済金の限度額を具体的に定め、これを超える共済金額による共済の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、同一被共済者の他の死亡共済に係る共済金額（他の死亡保険に係る保険金額を含む。）と通算する旨を定めているか。

（イ）その他、共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、利用者ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う旨を定めているか。

（注）規則第174条第2項に規定する「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」とは、例えば一時払終身共済、一時払養老共済のほか、既払込共済掛金相当額に運用益等を加えた金額程度の共済金を被共済者の死亡時に支払う個人年金共済等の不正な利用が発生するおそれが少ないことを合理的に説明可能なものをいう。

③ 共済金の限度額を内部規則等で定めている場合には、当該限

(注) 内部規則等を定めるに当たって、次の点に留意しているか。

ア 組合の定める一定金額を超える共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。

イ また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

(新規)

(新規)

度額以内で共済が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか。また、共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、適切な引受審査が行われていることを検証する体制を構築しているか。

- ④ 共済金額等（組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、職員に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。
- ⑤ 共済金額の決定に際し、モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

(11) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、共済契約について、共済契約者又は被共済者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

(12) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。

①～⑤（略）

(13) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする共済商品の仕組みが利用者のニーズに合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済商品の仕組みを適切に選択することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。

- ③ 共済金額等（組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、職員に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。
- ④ 共済金額の決定に際し、モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

(11) 規則第174条に規定する措置に関し、共済契約について、共済契約者又は被共済者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

(12) 規則第174条に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。

①～⑤（略）

(13) 規則第174条に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする共済商品の仕組みが利用者のニーズに合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済商品の仕組みを適切に選択することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。

①～⑬ (略)

(14) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、共済契約の申込みを受けるに当たり、利用者に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を利用者に交付する等の体制が整備されているか。

(注) (略)

(15) 規則第174条第1項に規定する措置に関し、トンチン性の高い共済商品については、組合が利用者に対して、その仕組みの特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。

(注) (略)

①～⑬ (略)

(14) 規則第174条に規定する措置に関し、共済契約の申込みを受けるに当たり、利用者に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を利用者に交付する等の体制が整備されているか。

(注) (略)

(15) 規則第174条に規定する措置に関し、トンチン性の高い共済商品については、組合が利用者に対して、その仕組みの特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。

(注) (略)